



出版關係法令規程集

五六

ル場合ハ其ノ事由ヲ詳記シタル際情書ヲ徵  
取シ之カ實情調査ノ上可否ニ付キ意見ヲ副  
申セラレ度

(差出) 局經由(朱記)

發行定日臨時變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

新發行定日 何日

舊發行定日 何日

右之通り何日分(又ハ何月何日)ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行定日變更

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

體裁變更届

何々通信局長

(雑誌體ヨリ新聞紙體ニ又ハ新聞紙體ヨリ雜誌體ニ變更ノ場合ニ限ル)

出版關係法令規程集

發行人居所又ハ氏名變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何年何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

(差出) 局經由(朱記)

發行所變更届

何年何月何日第三種郵便物認可

題號 何々

右之通り何月何日ヨリ變更致候

年月日 右發行人氏名團

濫用ヲ禁ス

(明治元年三月二十八日)  
太政官布告

一、禁裏御用或ハ禁裏御料又ハ禁裏御内杯ト會合

勝示抗牒札等ニ書記シ侯儀へ有之間敷事ニ候處往々見受候ニ付以來既度相改メ御用御料ト而已書記イタ

御肖像ニ關スル取締、弘曆者ノ外頒曆取扱ヲ禁ス

(明治三年四月二十二日)  
太政官布告

頒曆授時之儀へ至重ノ典章ニ候處近來種々之類曆世

ニ流布候趣無謂事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴

禁被仰出候事

## 本曆略本曆頒布及一枚摺略 曆出版法

(明治十五年四月十六日)

本曆略本曆へ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ

一枚摺略曆へ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ趣意シ出版スルコトヲ得明治九年十月内務省甲第三十九號布達へ取消ス

右布達候事(内務卿連署)

## 一枚摺曆出版ノ規定(抄)

(明治二十三年十月三十日文部省令第二號)  
改正 明治四十一年文部省令第二十九號

明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺曆へ自今左ノ規定ニ依ルヘシ

一枚摺曆へ左ニ列記スル事項ニ眼リ記載スルモノトス

年號及紀元ノ年數十支

毎月ノ一日

日食並其時間

大祭祝日並神社例祭大祓

日曆表甲子表庚申表巳表

二十四節氣及雜節

新月滿月

第二號乃至第七號ニ相當スル陽曆日

(明治十五年十月)

(内務省乙第五五號達)

神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記載ノ畫像出版ニ關スル通達

## 著作権二門ズル法規

### 著作権法

(明治三十二年三月四日)  
改正 昭和九年法律第四八號

第一條 著作者ノ權利

第二條 文書演述圖書建築影刻模型寫眞演奏歌唱其ノ他文藝藝術若ヘ美術(音樂ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ヘ其ノ著作物ヲ複製スルノ権利ヲ專有ス(明治四三年法律第六三號、大正九年同第六〇號、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中改正)

文藝藝術ノ著作物ノ著作者ノ著作権ハ創設權ヲ包含シ各種ノ原本及複製ノ著作権ヲ包含ス

第二條 著作権ヘ其ノ全部又ヘ一部ヲ譲渡スルコトヲ得(昭和九年法律第四八號ヲ以テ本條中改正)

第三條 発行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間繼續ス

第四條 著作権ヘ其ノ著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル著作者ノ死後三十年間繼續ス

第五條 發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從フ

第六條 官公衙學校社寺協會會社其ノ他團體ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作権者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從

第七條 著作権者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從

第一條 著作者ノ權利

第二條 文書演述圖書建築影刻模型寫眞演奏歌唱其ノ他文藝藝術若ヘ美術(音樂ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ヘ其ノ著作物ヲ複製スルノ権利ヲ專有ス(明治四三年法律第六三號、大正九年同第六〇號、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中改正)

文藝藝術ノ著作物ノ著作者ノ著作権ハ創設權ヲ包含シ各種ノ原本及複製ノ著作権ヲ包含ス

第二條 著作権ヘ其ノ全部又ヘ一部ヲ譲渡スルコトヲ得(昭和九年法律第四八號ヲ以テ本條中改正)

第三條 發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間繼續ス

第四條 著作権ヘ其ノ著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル著作者ノ死後三十年間繼續ス

第五條 發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ著作権者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從フ

第六條 官公衙學校社寺協會會社其ノ他團體ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ヘ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作権者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從

第七條 著作権者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ實名ノ登録ヲ受ケタルトキヘ第三條ノ規定ニ從

其ノ題材ヲ改メ若ヘ著作者ノ氏名稱號ヲ變更若ヘ體匿スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ第二十條、第二十一條ノニ、第二十二條ノ五第二項、第二十七條第一項第二項、第三十條第一項第二號乃至第九號ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス（昭和六年法律第六四號ヲ以テ全修改正昭和九年同第四八號ヲ以テ本項中改正）

第十九條 原著作物ニ訓斷、傍訓、句讀、批評、註解附錄、圖畫ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正廃滅ヲ爲シ若ヘ翻案シタルカ爲新ニ著作權ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 新聞紙又ハ雑誌ニ轉載シタル政治上ノ時事問題ヲ論議シタル記事（學術上ノ著作物ヲ除ク）ヘ特ニ轉載ヲ禁スル旨ノ明記ナキトキヘ其ノ出所ヲ明示シテ之ヲ他ノ新聞紙又ハ雑誌ニ轉載スルコトヲ得（明治四年法律第三三號ヲ以テ本條中改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ全條改正）

第二十條ノ二 時事問題ニ付テノ公開演述ヘ著作者ヲ氏名、演述ノ時及場所ヲ明示シテ之ヲ新聞紙又ハ雑誌ニ掲載スルコトヲ得但シ同一著作者ノ演述ヲ重複スル場合ハ其ノ著作者ノ許諾ヲ受クルコトヲ要ス（昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加）

第二十一條 翻譯者ヘ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作者ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルコトナシ（明治四年法律第六三號ヲ以テ全條改正）

第二十二條 原著作物ト異リタル技術ニ依リ禮法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十二條ノ三 著作者ヘ活動寫眞術又ヘ之ト類似ノ方法ニ依リ複製（脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム）シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作者ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルコトナシ（同上）

第二十二條ノ五 文藝、學術又ヘ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ヘ其ノ著作物ノ無線電話ニ依ル放送ヲ許諾スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ六 文藝、學術又ヘ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ヘ其ノ著作物ヲ音響機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ寫眞シ及其ノ機器ニ依リ興行スル權利ヲ包含ス（昭和九年法律第四八號ヲ以テ追加）

第二十二條ノ七 音響機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ適法ニ寫眞シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ機器ニ付テノ権利ヲ有ス（同上）

第二十二條ノ八 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十二條ノ九 出版權ヘ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ譲渡又ヘ買入ヲ爲スコトヲ得（同上）

第二十八條ノ十 出版權ノ侵害、變更及買入ヘ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十八條ノ十一 出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十九條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除クノ外偽作ニ開スル規定ヲ準用ス（同上）

第二十八條ノ十二 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十三 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十四 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十五 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十六 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十七 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十八 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ十九 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ二十 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ二十一 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十八條ノ二十二 出版權ノ登録ニ付之ヲ通用ス（同上）

第二十九條 喬作權ヲ侵害シタル者ハ僕作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條 既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ復製スルヘ僕作者ト看做サス

第一 發行スルノ意思ナク且器械的又ヘ化學的方法

ニ依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節錄引

用スルコト

第三 普通教育上ノ修身及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ

正當ノ範圍内ニ於テ拔萃補輯スルコト

第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル

脚本ニ插入シ又ヘ樂譜ヲ充用スルコト

第五 文藝學術ノ著作物ヲ說明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ插入シタル

スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ插入スルコト

第六 圖畫ヲ影刻物模型ニ作り又ヘ影刻物模型ヲ圖畫ニ作ルコト

第七 脚本又ヘ樂譜ヲ收益ヲ目的トセス且出演者力

## 出版關係法令規程集

年法律第四八號ヲ以テ追加ノ

### 第四章 罰則

其ノ著作者ト推定ス（昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中改正）

著作者ノ氏名ヲ顯ヘササルトキヘ其ノ興行者ヲ以テ

其ノ著作者ト推定ス

第十五條第三項ノ規定ニ依リ著作年月日ノ登録ヲ受

ケタル著作物ニ在リテヘ其ノ年月日ヲ以テ著作ノ年

月日ト推定ス（昭和九年法律第四八號ヲ以テ本項追

加）

第三十六條 偽作ニ關シ民事ノ出訴又ヘ刑事ノ起訴ア

リタルトキヘ裁判所ヘ原告又ヘ告訴人ノ申請ニ依リ

保證ヲ立テシメ又ヘ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑ア

ル著作物ノ發賣頒布ヲ差止メ若ヘ之ヲ差押ヘ又ヘ其

ノ處行ヲ差止ムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタル

トキヘ申請者ヘ差止又ヘ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠

償スルノ責ニ任ス

第三十六條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ

偽シタル者ニ對シテヘ著作者ヘ著作者タルコトヲ得

保シ又ヘ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當

ナル處分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ

損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ偽シタル者ニ對

シテヘ著作者ヘ死傷ニ於テヘ著作者ノ親族ニ於テ其

ノ聲望ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル民事ノ訴訟ニ付テヘ前二條ノ規

定ヲ準用ス（昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加）

第三十六條ノ三 本法ノ規定ニ依ル登録、第二十二條

ノ五第二項若ヘ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金

ノ額又ヘ著作ニ關スル一般的な事項ニ付主務大臣ノ詔

詞ニ應シ又ヘ此等ノ事項ニ付調查審議スル爲著作權

審査會ヲ置タ

著作權審査會ノ組織ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和九

年法律第四八號ヲ以テ追加）

第三十六條ノ三 本法ノ規定ニ依ル登録、第二十二條

ノ五第二項若ヘ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金

ノ額又ヘ著作ニ關スル一般的な事項ニ付主務大臣ノ詔

詞ニ應シ又ヘ此等ノ事項ニ付調査審議スル爲著作權

審査會ヲ置タ

著作權審査會ノ組織ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和九

年法律第四八號ヲ以テ追加）

第一條 著作權審査會ヘ著作登録簿ヲ備ヘ著作權法及之ニ基

キテ發スル命令ニ依ル登録事項ヲ登録ス

第二條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ

著作權者トノ協商開ハサル著作物ヲ放送セントスル

場合ヘ内務大臣ノ裁定ヲ受クヘシ同法第二十七條第一

項又ヘ第二項ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ヘ興行

セントスル場合亦同シ

第三條 内務大臣第一條ノ登録ヲ爲シ又ヘ前條ノ規定

ヲ爲サントス場合ニ於テ關係者朝鮮ニ住所ヲ有スル

トキヘ朝鮮總督ニ、臺灣ニ住所ヲ有スルトキヘ臺灣

總督ニ豫め協議スヘシ

第四條 著作登録簿ノ種類及様式、登録手續ヘ著作

經營ニ豫め協議スヘシ

第一條 著作權審査會ヘ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ

之ヲ組織ス

此等ノ事項ニ付調査審議ス

前項定員ノ外必要アルトキヘ臨時委員ヲ置クコトヲ

得

第二條 著作權審査會ヘ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ

之ヲ組織ス

第二條ノ三 出版權設定ノ登録ノ申請書ニヘ前條ニ掲  
クル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ(同上)  
一 出版權設定ノ範圍  
二 印稅及其ノ支拂時期(若シ設定行為ニ別段ノ定  
ナキトキハ其ノ旨)  
三 出版權ノ存續期間(若シ設定行為ニ別段ノ定  
ナキトキハ其ノ旨)  
四 著作權法第二十八條ノ三但書ノ特約(若シ設定  
行為ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
五 著作權法第二十八條ノ五第一項但書ノ特約(若  
シ設定行為ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
六 著作權法第二十八條ノ六第一項但書ノ特約(若  
シ設定行為ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
七 著作權法第二十八條ノ四著作權又ハ出版權ノ一部移轉又ハ制限附  
移轉ノ登錄ヲ申請スル場合ニ在リテヘ移轉スヘキ權  
利ノ部分又ハ制限ヲ登錄申請書ニ記載スヘシ著作權  
一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及  
住所若シ委託者、受託者、受益者又ハ信託管理人  
カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
二 信託ノ目的  
三 信託財產ノ管理方法  
四 信託終了ノ事由  
五 其ノ他信託ノ條項  
第三條 實名ノ登錄ノ申請書ニヘ第一條ノ一二ニ掲  
タル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ(同上)  
一 著作權者ノ氏名(若シ著作權者ナキトキハ其ノ  
旨)  
二 著作者ノ實名及住所若シ著作者カ外國人ナルト  
ノ持分ニ付亦同シ(同上)  
第四條ノ五 信託ノ登錄ノ申請書ニヘ第一條ノ一二ニ掲  
タル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ(同上)  
一 著作權又ハ其ノ附屬書類ノ閱覽 金三十銭  
前項ノ手數料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ納  
付スヘシ  
第五條 前條ノ申請ヲ爲サンタル者ハ左ノ事項ヲ  
記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出ス  
ヘシ  
一 著作物ノ題號及著作者ノ氏名  
二 登錄ノ年月日及登錄番號  
三 手數料ノ金額  
四 申請ノ年月日  
第六條 實名ノ登錄ノ抄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於テ  
ヘ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記載ス  
ヘシ  
第七條 著作物者トノ協議調  
一 著作物ノ放送セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シク  
ル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ裁定ヲ求ムヘシ(昭和  
一〇年内務省令第四六號ヲ以テ本項中改正)  
一 著作物ノ題號及著作者ノ氏名並ニ外國人ナルト  
キハ其ノ國籍  
二 著作物ノ種別及內容  
三 著作物ノ發行又ハ興行ノ年月日  
四 著作物者ノ氏名及住所若シ著作權者カ外國人ナ  
ルトキハ尙其ノ國籍(昭和一〇年内務省令第四六  
號ヲ以テ本項中改正)  
五 放送ノ日時及場所  
六 償金ノ見積金額及其ノ算定基準

キハ尙其ノ國籍  
三 発行者又ハ興行者ノ氏名住所若シ發行者又ハ興行者カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
第四條 著作年月日ノ登錄ノ申請書ニハ第二條ノ二ニ掲タル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ（同上）  
一 著作ノ年月日  
二 著作權者ノ氏名及住所（若シ著作權者ナキトキヘ其ノ旨）  
第五條 登錄ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル著作物ノ明細書ヲ添附スヘシ（同上）  
一 著作物ノ題號  
二 著作者ノ氏名若シ著作者カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
三 既ニ發行又ハ興行シタル著作物ニ關シ登錄ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ著作物ヲ初テ發行シ又ハ興行シタル際顧ヘシタル著作者ノ實名又ハ變名（若シ無名著作物ナルトキヘ其ノ旨）  
四 著作ノ年月日若シ外國人ノ著作シタル著作物ニ關シ登錄ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ著作物ヲ初テ發行シタル國名  
五 著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日（若シ未タ發行又ハ興行ヲ爲ササルモノトナルトキヘ其ノ旨）  
六 著作物ノ種別及內容又ハ體様若ハ著作物ノ體様ヲ明瞭ナラシムルノ必要ナルトキヘ其ノ圖面、寫眞等ヲ添附スヘシ  
七 著作物ニ付既ニ登錄ヲ受ケタルコトアルトキヘ前登錄ノ年月日及登錄番號  
第六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ戸籍又ハ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ登錄申請書ニ添附スヘシ  
一 登錄原因カ相續其ノ他ノ一般並無ナル場合  
第十六條ノ二 内務大臣カ第十五條第一項ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ著作權審查會ニ諮詢ス（昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ追加）  
第十七條 内務大臣カ第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シルタトキハ其ノ旨ヲ著作權者ニ通知ス  
前項ノ通知書ニハ著作物ノ題號及著作者ノ氏名、放送ノ日時及場所並ニ決定シタル價金ノ額ヲ記載スルモノトス  
第十八條 第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後放送無線電話施設者カ放送ノ日時又ハ場所ヲ變更セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ内務大臣ニ届出テ且著作者ニ通知スヘシ  
第三章 著件權者ト協議スル  
コト能ハサル著作物  
ノ發行又ハ興行  
（昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ改正）  
第十九條 著作權法第十七條第一項ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ裁定ヲ求ムヘシ（昭和一〇年内務省令第四六條ヲ以テ全條改正）  
一 著作物ノ題號及著作物ノ實名又ハ變名（若シ無名著作物ナルトキヘ其ノ旨）  
二 著作物ノ種別及內容  
三 著作物ノ發行又ハ興行ノ日時及方法  
四 著作權者ノ不明ナル事由

二 申請人タルヘキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ於テ登録ヲ申請スル場合

三 登録名義人ノ表示ノ變更又ヘ更正ノ登録ヲ申請スル場合

第七條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於テ既ニ登記所又ヘ登録官廳ニ於テ登記又ヘ登録ヲ受ケタルコトアルトキヘ登録申請書ニ其ノ登記所又ヘ登録官廳ノ交付シタル登録稅ノ受領證ヲ添附スヘシ

第八條 登録ノ變更、更正若ヘ抹消又ヘ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル者アルトキヘ登録申請書ニ其ノ承諾書又ヘ其ノ者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ證本ヲ添附スヘシ

第九條 内務大臣ハ登録ヲ完了シタルトキヘ官報ニ公告シ且申請人ニ通知ス（昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ全條改正）

第十條 登録ヲ完了シタル後其ノ登録ニ付錯誤又ヘ遗漏アルコトヲ發見シタルトキヘ遗漏ナク其ノ旨ヲ登錄權利者及登録義務者ニ通知ス

第十一條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ規定ニ依リ登録稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ後ニ登記又ヘ登録過誤ニ出テタルトキヘ登録上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除クノ外遗漏ナク其ノ登録ノ更正ヲ爲シ其ノ旨ヲ登録權利者及登録義務者ニ通知ス（同上）

モノトス但シ二通以上ノ受領證ヲ交付スルトキヘ各週ニ番號ヲ附ス

一 登錄簿ノ證本又ヘ抄本ノ交付

第十二條 何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納付シテ登録簿ノ證本若ヘ抄本ノ交付ヲ申請シ又ヘ利益ノ關係アル部分ニ限り登錄簿若ヘ其ノ附屬書類ノ閲覽ヲ申請スルコトヲ得

一 著作物ニ關スル登録ナキニ因リ著作權者ノ何人ナリヤヲ確認シ得サルトキ

二 著作物ニ關スル登録ナキニ因リ著作權者ノ何人ナケル其ノ代理人不明ナルトキ

三 著作物ノ發行又ヘ興行ノ日時及方法

四 償金ノ現積金額及其ノ算定基準

五 著作物者ト協議スルコト能ヘサル事由

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ著作權者ト協議スルコト能ヘサル事由ヲ書面又ヘ口頭ヲ以テ疏明スヘシ

第二十二條 内務大臣カ前條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ償金ニ付テモ之ガ決定ヲ爲スモノトス（同上）

二 著作物ノ種別及内容

三 著作物ノ發行又ヘ興行ノ日時及方法

四 償金ノ現積金額及其ノ算定基準

五 著作物者ト協議スルコト能ヘサル事由

前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ著作權者ト協議スルコト能ヘサル事由ヲ書面又ヘ口頭ヲ以テ疏明スヘシ

第二十三條 内務大臣カ第十九條又ヘ第二十一條第一項ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ著作者審査會ニ諮問ス（同上）

第二十四條 内務大臣カ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シタルトキヘ其ノ旨ヲ官報ニ公告ス

前項ノ公告ニハ著作物ノ題號及著作者ノ氏名、發行又ヘ興行ノ日時及方法、發行又ヘ興行セントスル者ノ氏名及住所等ニ決定シタル償金ノ額ヲ記載スルモノトス（同上）

出版法令關係規程集

五六六

第二十五條 第十九條又へ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後申請人カ發行又へ興行ノ日時又へ方法ヲ變更セントスルトキヘ更ニ内務大臣ノ裁定ヲ受クルコトヲ要ス(同上)

附 則

本則ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ省令ハ之ヲ廢止ス

明治三十二年内務省令第二十七號(著作権者不明ノ著作物ニ關スル件)

明治四十三年内務省令第二十三號(著作権ニ關スル登録手續)

本則施行ノ際現ニ鑑属スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則

(昭和十年内務省令第四六號附則)

本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ鑑属スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

(著作権ニ關スル登録ニ關スル處分及手續ニ關スル

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

著作権ニ關スル登録申請書

各式

(1) 著作権相續登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數

何 全何冊(箇、枚)

著作権相續年月日及登録番號

何年何月何日相續

何年何月何日相續

被相續人ノ氏名

被相續人ノ氏名

(2) 著作権譲渡(著作権ヲ目的のトスル質權設定)登録申請書

著作権譲渡(著作権ヲ目的のトスル質權設定)アリタ

何年何月何日譲渡(質權設定)

國籍何國相續人ノ氏名及住所  
某(ルトキハ)國籍何國  
金何 國也  
右著作権相續登錄相度著作権ノ明細書及戶籍證  
(抄)本相添此段及申請候也  
年月日

右申請人  
某團

成度著作物ノ明細書(譲受人又へ質權者ノミ)譲渡人(質權設定者)ノ譲諾書(裁判ノ譲本、登記簿ノ譲本等)相添此段及申請候也  
年月日

右申請人  
某團

金何 國也  
右著作権相續登錄相度著作権ノ明細書及戶籍證  
(抄)本相添此段及申請候也  
年月日

右申請人  
某團

金何 國也  
右著作権相續登錄相度著作

何年何月何日（外國人ノ著作ニ依ルモナルトキハ初テ發行シタ

ル國何處）

何年何月何日發行（興行）シタル年月日

（未發行）（未興行）

著作物ノ種類及内容（體様）

種別（小説（脚本）（歌詩）（歌曲）

前登錄ノ年月日及登錄番號

何年何月何日附第何號（ナシ）

備考

「著作物ヲ組成スル冊（簡）敷」トハ當該著作物カ何冊

（又ハ何箇）ヲ以テ一體ヲ爲セルモノナリヤノ調ニシ

テ例ヘハ複製シタル出版物ノ總冊數ヲ云フニ非ス、故ニ次ノ如キ例ニ依リ記載スヘシ

著作物カ刊行シタル書籍ノ如キモノナルトキハ「全

何冊」

彫刻、模型ノ如キモノナルトキハ「全何箇」

同 標本ノ如キモノナルトキハ「全何卷」

同 繪畫、圖面ノ如キモノナルトキハ「全何枚」

又ハ「全何圖」

著作權ノ一部又ハ制限附讓渡若ハ著作權ノ一部制限

附讓渡ノ場合ニ在リテハ左ノ記載例ニ從ヒ夫々「著作

權共有一ト爲シタルモノナリ

（ロ）但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部讓渡シ兩

者共有ト爲シタルモノニシテ其ノ持分ハ各均等（又

ハ何某ハ何分ノ尙、何某ハ何分ノ何）トス

（ハ）但シ右ノ制限ヲ附シテ讓渡アリタルモノナリ

日本國內ニ限ル

讓渡ノ日ヨリ向フ何年限リトス

（二）但シ右ハ著作權ニ包含セラルル權利中興行權

一 第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル

業務ノ執行方法ニ依ラシテ業務ヲ爲シタルトキ

二 第三條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル著作

物使用料規定ニ依ラシテ業務ヲ爲シタルトキ

三 第五條ノ規定ニ依ル業務報告書若ハ會計報告書

ヲ提出セス又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報

告ヲ爲シ又ハ帳簿書類ヲ提出セサルトキ

五 第八條ノ規定ニ依ル命令令ニ違反シタルトキ

第六條第七條ノ規定ニ依ル監査ヲ拒ミ、妨ケ

第十條又ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其

ノ法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、

雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ

第十條乃至第十二條ノ罰則ハ其ノ者カ法人

ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員

ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人

人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力

ヲ有スル未成年者ニ付テハ之ノ限ニ在ラス

ノ認可ヲ免ルコトヲ得ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ著作權ニ關スル仲介業務ヲ爲ス者又

ハ其ノ業務ヲ承繼シタル者ヘ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ

限リ第二條ノ規定ニ拘ラス其ノ業務ヲ爲スコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シ

タル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處

分ノ日迄亦前項ニ同シ

## 昭和十四年法律第六十七號

### 第一條第三項ノ規定に依り 著作物ノ範圍ヲ定ムルノ件

（昭和十四年十二月十三日  
勅令第八百三十五號）

昭和十四年法律第六十七號第一條第三項ノ規定ニ依り  
著作物ノ範圍ヲ定ムルコト左ノ如シ

一小説

二 脚本

三 樂曲ヲ伴フ場合ニ於ケル歌詞

四 樂曲

#### 附 則

本令ハ昭和十四年法律第六十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

千九百八年十一月十三日「ベルリン」  
ニ於テ及千九百二十八年六月二日  
「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八  
百八十六年九月九日ノ文學的及美術  
的著作物保護ニ關スル條約

（昭和六年七月十八日條約第四號）

利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國  
太公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「セナコ」國公殿下、  
諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ボーランド」國及  
「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ボーランド」共和  
國大統領「ボルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」  
國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府「シリア」  
國及「グレート・レバノン」國、「チエツコスロバキア  
」共和國大統領、「チニス」國公殿下ハ、文學的及  
美術的著作物ニ關シ著作者ノ權利ヲ能フ限リ有効且均  
等ノ方法ヲ以テ保護セントヲ均シク希望シ  
千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラ  
レタル條款ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之力爲各左  
ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

（各國委員氏名省略）

各全權委員ハ之カ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セ

リ  
第一條 本條約ノ適用セラル國ハ文學的及美術的著  
作物ニ關スル著作者ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第二條 （一）「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表  
現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書籍、小冊子及其  
ノ他ノ文書、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著  
作物、演劇脚本、樂譜、演劇脚本、演出用文書其ノ  
他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇、歌詞入  
り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、建築、影刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、  
建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文  
藝、美術及美術的著作物ニ屬スル一切ノ著作物ヲ包含  
ス

（二）翻譯、譯文、編集、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的  
著作物ノ變形複製物竝ニ異リタル著作物ノ編輯物  
ハ原著作者ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ  
原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス

（三）同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務

日ヨリ一月ヲ經過シタル後著作権審查會ニ譲聞スヘ  
シ前項ノ規定ニ依リ意見ノ具申アリタルトキハ著作  
権審查會ニ之ヲ提出スルゴトヲ要ス

第四條 仲介人ハ業務ノ範圍又ハ業務執行ノ方法ヲ變  
更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 仲介人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書及  
會計報告書ヲ主務大臣ニ提出フヘシ

第六條 主務大臣ハ何時ニテモ仲介人ヲシテ其ノ業務  
ニ關スル報告ヲ主務大臣ニ提出セシムコトヲ得

第七條 主務大臣ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ仲介人  
ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務及財產ノ狀  
況ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身  
ヲ向スル仲介業務ト看做ス

第一條 本法ニ於テ著作権ニ關スル仲介業務ト稱スル  
ハ著作権ノ出版、翻譯、興行、放送、映畫化、寫眞  
其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ關スル契約ニ付著作権者  
ノ爲ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ爲スト調ブ

著作権ノ移轉ヲ受ケ他人ノ爲ニ一定ノ目的ニ從ヒ著作  
物ヲ管理スルノ行爲ヲ業トシテ爲スヘシ著作権

第二條 著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲サンストスル者ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ業務ノ範圍及業務執行ノ方法  
ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタル者（以下仲介人稱ス）  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ著作物使用料規程ヲ定メ主  
務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦  
同シ

第四條 著作権ニ關スル仲介業務ト看做ス

前二項ノ著作物ノ範圍ヘ關合ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲サンストスル者ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ著作物ノ範圍及業務執行ノ方法  
ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲サンストスル者ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ著作物ノ範圍及業務執行ノ方法  
ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲サンストスル者ハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ著作物ノ範圍及業務執行ノ方法  
ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 主務大臣ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ仲介人  
ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務及財產ノ狀  
況ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身  
ヲ向スル仲介業務ト看做ス

第九條 仲介人本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ  
之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ業務  
ニ關シ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキヘ主務大臣  
ハ第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ  
命令ノナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 仲介人左ノ各號ノ一二該當スルトキヘ千圓  
以下ノ罰金ニ處ス

（一）第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル  
者ノ組織スル團體、興行ヲ業トスル者ノ組織スル團體  
ノ要領ニ付公告ノ日ヨリ一月以内ニ主務大臣ニ意見  
ヲ具申スルコトヲ得

主務大臣第一項ノ認可ヲ爲サンストスルトキヘ公告ノ

第十一條 仲介人左ノ各號ノ一二該當スルトキヘ千圓  
以下ノ罰金ニ處ス

（二）第九條ノ規定ニ依リ業務ノ停止又ハ制限ニ違反  
シタルトキ

第十二條 仲介人左ノ各號ノ一二該當スルトキヘ五百  
圓以下ノ罰金ニ處ス

## 出版法令關係規程集

### ヲ有ス

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ

國內法ノ認ムル限り保護セラルヘキモノトス

第二條ノ二 (一) 政治演説及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演述ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル

(二) 論演、演説、說教及其他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スル

ノ權能モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作者ニ限リ之ヲ有スヘシ

第三條 本條約ハ寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作りタル著作物ニテ適用ス同盟國ヘ之カ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

第四條 (一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセサル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニテ、其ノ國法カ内國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(二) 古權利ノ享有及行使ハ何等の方式ノ履行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作者ノ權利保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル教濟ノ方法ハ保護ノ要求セラル國ノ法律ニ專ラ依ルヘキモノトス

(三) 公ニセサル著作物ニ關シテハ著作者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最短キ國ヲ以テ其ノ本國トス同盟ニ屬セサル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ムル所ニ依ル

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ草ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過ギタル雜報ニ之ヲ適用セス

第十條 教科用ニ供シ若ヘ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲又ハ適用範域ノ爲ニ文獻的又ハ美術的著作物ヲ通法ニ引用スルノ權能ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取扱ノ定ムル所ニ依ル

(三) 本條約ノ保護ヲ享有スル力爲ニ著作者ハ其ノトヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原書ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルモノトス

(三) 本條約ノ保護ヲ享有スル力爲ニ著作者ハ其ノトヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

第十一條 (一) 文學的及美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 前項ニ掲タル權利ヲ行使スルノ條件ハ前條ノ規定スルノ條件依ル但シ右條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル

(三) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノトス

トヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用セス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原書ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルモノトス

(三) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノトス

トヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 前項ニ掲タル權利ヲ行使スルノ條件ハ前條ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル

(三) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノトス

トヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用セス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 前項ニ掲タル權利ヲ行使スルノ條件ハ前條ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル

(三) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノトス

トヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 前項ニ掲タル權利ヲ行使スルノ條件ハ前條ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル

(三) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノトス

トヲ間ヘス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノヘ其ノ國ニ於テ内國著作者ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條 (一) 同盟ノ一國ニ屬セサル著作者ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノヘ其ノ國ニ於テ内國著作者ト同一ノ權利ヲ有シ同國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有シ同ス

(二) 尤モ同盟ニ屬セサル國力同盟ノ一國ニ屬スル著作者ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘサルコトキ

ハ該同盟國ニ於テ保護ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ旦現實ノ住ヲ所有セサル

(三) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者カ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタ

ル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨タルコトナカルヘシ

(四) 本條ニ基キ著作者ノ權利ノ保護ヲ制限スヘキ

著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣誓書ヲ以

テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政

府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

(五) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期

間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ他ノ諸國ニ死亡ノ日ニ依リテ計算セラル

スルコトヲ得ス

(六) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期

間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ原著作物ニ關スル權利ノ期間ノ全存續期間

但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過ス

スルコトヲ得ス

(七) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期

間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ原著作物ニ關スル權利ノ期間ノ全存續期間

但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過ス

スルコトヲ得ス

(八) 公ニセラル著作物ノ著作者ニシテ同盟ノ一國ニ屬スルモノと同様ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著

作物ノ著作者ハ原著作物ニ關スル權利ノ全存續期間

中既に死亡した場合は、其の後スルコトヲ得ス

(九) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作者

スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利

(十) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テ

ハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇

脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サ

ルモノトス

(十一) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テ

ハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇

脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サ

### 五九

### ヲ保有ス

(二) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國

内法ニ留保セラル右權利保全ノ爲ニスル教濟ノ方

法ハ保護ノ要求セラルルノ法律ニ依ルヘキモノトス

(二) 尤モ前項ノ期間カ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シ

ク採用セラレタル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護

スルモトス

(二) 本條約ニ依リ許與セラルル保護ノ期間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ從テ同盟國ヘ其ノ國內法ニ合致スル範圍内

ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘク且著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ

(三) 異質的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作

リタル著作物、遺著、無名又ヘ變名著作物ニ關シ

著作者ノ著作物ノ合著作者ノ共有ニ屬スル

ハ該同盟國ヘ右保護ノ期間ヲ越えて保護ノ期間ハ合著作者

ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨タルコトナカルヘシ

(四) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者カ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタ

ル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨タルコトナカルヘシ

(五) 本條ニ基キ著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣誓書ヲ以

テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政

府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

(六) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期

間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ原著作物ニ關スル權利ノ期間ノ全存續期間

但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過ス

スルコトヲ得ス

(七) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期

間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ原著作物ニ關スル權利ノ期間ノ全存續期間

但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過ス

スルコトヲ得ス

(八) 公ニシタル著作物ノ著作者ニシテ同盟ノ一國ニ

ニ屬スルモノと同様ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著

作物ノ著作者ハ原著作物ニ關スル權利ノ全存續期間

中既に死亡した場合は、其の後スルコトヲ得ス

(九) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作者

スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利

### 出版法令關係規程集

## 出版法令關係規程集

於テ保護ノ期間ノ満了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作者力從前認メラレタル保護ノ期間ノ満了ニ依リ保護ノ要求セラル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキヘ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレサルヘシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セサルトキヘ各國ニ各自國ニ關シ右原則ヲ適用ニ關スル方法ヲ定ムヘシ

(四) 前點規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保謹力第七條ノ適用又ヘ留保ノ拋棄ニ依リ擴張セラルヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルヘキノ層寛大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケズ

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極力同盟ニヨリ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付与スヘキ限り又ヘ本條約ニ抵觸セサル他ノ規定ヲ包含スヘキ限り各國相互間ニ右取極ニ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取締ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同羅事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ヘ之ヲ維持ス

(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ其ノ事務ヲ監督ス

(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス

第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作者ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ歸集發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ考究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ

第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西フランヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ據タル會議ノ一ノ全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

(二) 右經費總額ニ對シ各國ノ賦出割合ヲ定ムル爲同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ賦出スヘキ單位ノ箇數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

### 第一等

二十五單位

第二等

二十單位

第三等

十五單位

第四等

十單位

第五等

五單位

第六等

三單位

第七等

二十單位

第八等

十五單位

第九等

十單位

第十等

五單位

第十一等

三單位

第十二等

二十單位

第十三等

十五單位

第十四等

十單位

第十五等

五單位

第十六等

三單位

第十七等

二十單位

第十八等

十五單位

第十九等

十單位

第二十等

五單位

第二十一等

三單位

第二十二等

二十單位

第二十三等

十五單位

第二十四等

十單位

第二十五等

五單位

第二十六等

三單位

第二十七等

二十單位

第二十八等

十五單位

第二十九等

十單位

第三十等

五單位

第三十一等

三單位

第三十二等

二十單位

第三十三等

十五單位

第三十四等

十單位

第三十五等

五單位

第三十六等

三單位

第三十七等

二十單位

第三十八等

十五單位

第三十九等

十單位

第四十等

五單位

第四十一等

三單位

第四十二等

二十單位

第四十三等

十五單位

第四十四等

十單位

第四十五等

五單位

第四十六等

三單位

第四十七等

二十單位

第四十八等

十五單位

第四十九等

十單位

第五十等

五單位

第五十一等

三單位

第五十二等

二十單位

第五十三等

十五單位

第五十四等

十單位

第五十五等

五單位

第五十六等

三單位

第五十七等

二十單位

第五十八等

十五單位

第五十九等

十單位

第六十等

五單位

第六十一等

三單位

第六十二等

二十單位

第六十三等

十五單位

第六十四等

十單位

第六十五等

五單位

第六十六等

三單位

第六十七等

二十單位

第六十八等

十五單位

第六十九等

十單位

第七十等

五單位

第七十一等

三單位

第七十二等

二十單位

第七十三等

十五單位

第七十四等

十單位

第七十五等

五單位

第七十六等

三單位

第七十七等

二十單位

第七十八等

十五單位

第七十九等

十單位

第八十等

五單位

第八十一等

三單位

第八十二等

二十單位

第八十三等

十五單位

第八十四等

十單位

第八十五等

五單位

第八十六等

三單位

第八十七等

二十單位

第八十八等

十五單位

第八十九等

十單位

第九十等

五單位

昭和六年七月十八日

外務大臣男爵 藩原喜重郎

(右佛文書略)

昭和六年七月十八日

外務大臣男爵

藩原喜重郎

## ◎外務省告示第六十號

昭和六年七月十五日帝國政府へ在瑞西聯邦公使ヲシ  
以書翰啓上致候陳于九百八年十一月十三日「ベル  
リン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ  
於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九  
日本ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」  
條約ハ其ノ日本國ニ實施セラルル日ヨリ及日本國  
ニ付属サレタル留保ト同一ノ留保ノ下ニ下記地域  
即チ朝鮮、臺灣、韓太及關東州租借地ニ適用セラ  
ルヘキ旨本官へ本國政府ノ訓令ニ依リ同條約第二  
十六條(一)ニ從ヒ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候  
他方日本國政府ハ其ノ國際事務局經費分擔額ニ關シ  
一千九百三十二年度ヨリ同盟國ノ第二等ニ代フルニ  
第一等ニ列セラレタ旨條約第二十三條(四)ノ規  
定ニ從ヒ希望致候

荷日本國政府ハ前記條約カ日本國ニ實施セラル  
ル日ヨリ音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ關シ千九百八  
年十一月十三日「ベルヌ」ニ於テ改正セラレタル  
「ベルヌ」條約ノ批準書寄託ニ際シ千九百十年六月  
九日其ノ為シタル留保ヘ之ヲ拋棄スル旨聲明致  
候

本官へ效ニ閣下ニ向テ啟意ヲ表シ候 敬具

右昭和六年(一千九百三十一年)十月十五日「ベルヌ」ニ於テ  
右佛文書略

矢田七太郎

聯邦參議院議官、聯邦政務省長官

シユゼット、モツタ閣下

(右佛文書略)

介ヲ為シタル場合「ドイツ」書籍仲介部ヨリ仲介料ト  
シテ、五、ニ依リ徵收スベキ補償金ノ百分ノ十ヲ取  
得スルコト

七、「ドイツ」書籍仲介部ハ日本著作物譯譯ノ仲介ヲ為  
シタル場合大日本著作權保護同盟ヨリ仲介料トシ  
テ、五、ニ依リ徵收スベキ補償金ノ百分ノ十ヲ取得

八、大日本著作權保護同盟及「ドイツ」書籍仲介部へ其  
ノ支拂ベキ金額ヲ毎年一月及七月末日現在ヲ以テ、  
半年毎ニ相互ニ通告ノ上相殺シ總額ハ為替監督官廳

ノ許可ヲ得之ヲ當該國駐在大使館(又ハ大日本著作  
權保護同盟若ハ「ドイツ」書籍部仲介部)ニ支拂フコ  
ト

九、大日本著作權保護同盟及「ドイツ」書籍仲介部へ其  
ノ仲介セル著作物ニ關シテ左ノ事項ヲ、八、所定ノ  
相殺ノ際ニ相互ニ通告スルコト

トヨリノ累計部數ノ補償金  
ガ解決ニ當ルコト

四、大日本著作權保護同盟ハ「ドイツ」書籍仲介部ガ  
版ニ關スル問題ニ付キテハ大日本著作權保護同盟ノ  
責任ニ於テ之ガ解決ノ任ニ當ルコト

五、日本國ニ於テ「ドイツ」著作物ヲ譯譯發行スルトキ  
又ハ「ドイツ」國ニ於テ日本著作物ヲ譯譯發行スル場  
合ニ於テ大日本著作權保護同盟又ハ「ドイツ」書籍仲  
介部ガ徵收スベキ補償金ハ左ノ率ニ依ルコト、最初  
ノ三千部ハ譯譯發行物ノ定價ノ百分ノ三、三千一部  
以上五千部迄ハ其ノ定價ノ百分ノ四、五千一部以上  
ハ其ノ定價ノ百分ノ五、發行者ノ附シタル定價ノ外  
ニ日本國政府ニ於テ賦課スル特別行為稅ハ補償金算  
定ニ際シ顧慮セラレザルモノトスルコト

六、大日本著作權保護同盟ハ「ドイツ」著作物譯譯ノ仲  
介ヲ為シタル場合「ドイツ」書籍仲介部ヨリ仲介料ト  
シテ、五、ニ依リ徵收スベキ補償金ノ百分ノ十ヲ取  
得スルコト

七、「ドイツ」書籍仲介部ハ日本著作物譯譯ノ仲介ヲ為  
シタル場合大日本著作權保護同盟ヨリ仲介料トシ  
テ、五、ニ依リ徵收スベキ補償金ノ百分ノ十ヲ取得

八、大日本著作權保護同盟及「ドイツ」書籍仲介部ニ設置  
スベキ顧問ハ當該官憲ノ協議ニ基キ推薦シタル者ヲ  
以テ之ニ當テ報酬ヲ支給セズ、顧問ハ譯譯ノ凡ニル  
事項ニ關シ夫々大日本著作權保護同盟又ハ「ドイツ」  
書籍仲介部ノ諮詢ニ應じ意見ヲ述ブルコト

九、日本著作權保護同盟及「ドイツ」書籍仲介部ハ日本  
國又ハ「ドイツ」國ニ於テ好マシカラザル種類ノ書籍  
ニ付テハ之ガ譯譯出版ヲ為シメザルコト

十、大日本著作權保護同盟及「ドイツ」書籍仲介部ニ設置  
スベキ顧問ハ當該官憲ノ協議ニ基キ推薦シタル者ヲ  
以テ之ニ當テ報酬ヲ支給セズ、顧問ハ譯譯ノ凡ニル  
事項ニ關シ夫々大日本著作權保護同盟又ハ「ドイツ」  
書籍仲介部ノ諮詢ニ應じ意見ヲ述ブルコト

十一、本契約ハ署名ノ日より之ヲ實施スルコト

(昭和十三年十一月二十五日調印)

## 日獨間翻譯ニ關スル契約

一、大日本著作權保護同盟ハ「ドイツ」著作物ノ日本國  
複製ノ申込ハ大日本著作權保護同盟ヨリ東京日獨文化  
化協會ニ對シ行ヘレルベシ、日獨文化協會へ在東京  
「ドイツ」國大使館及在「ベルリン」「ドイツ」國外務省  
ヲ通ジ申込ニ對スル「ドイツ」權利者ノ諾否ノ決定ヲ  
取付タ

二、本取締ハ大日本著作權保護同盟同日獨文化協會ヨ  
リ大日本著作權保護同盟ニ對シ一週間以内ニ確認セ  
ラル、申込ニ關スル決定ハ右確認ノ發信後一月以内  
ニ日本國ニ於テ頒布セラレルベキ「ドイツ」著作物ノ  
複製ノ申込ハケル直接ノ契約締結ヲ妨げズ

三、本取締ハ大日本著作權保護同盟同日獨文化協會ヨ  
リ大日本著作權保護同盟ニ對シ一週間以内ニ確認セ  
ラル、申込ハ何時ニテモ之ヲ更メテ提出スルコ  
トヲ得、申込ハ更メテ提出セラレタル場合ニ於テハ  
其ノ手續ハ最初ニ提出シタル場合ト同一ノ規定ニ從  
フ、日獨文化協會ヨリ大日本著作權保護同盟ニ對シ  
本取締ニ規定スル條件ニ從ヒ複製スルコト差支ヘナ  
キ旨通知アリタルトキハ日本國ニ於ケル複製ハ直ニ  
シテ開始スルコトヲ得

四、「ドイツ」原書ノ內容ニ「插畫ヲ含ム」對シ何等變更ヲ加  
ヘルコトナク又音聲發聲映畫等ノ技術的方法ニ依ル  
コトナク通常ノ印刷術ニ依リ其ノ字句ノ體再生スル  
コトヲ意味ス、日本版ノ表紙及び「ドイツ」原版

ト同一ノ内容ヲ有スベシ尙曰獨文化協會ノ協力ニ依  
ト獨文化協會ハ定價ニ關シ大日本著作權保護同盟  
助言シ更ニ右同盟ハ日本出版者ニ對シ適當ナル定價  
ノ期間内日本出版者ニ留保セラル「ドイツ」著作物ノ  
日本版ハ「ドイツ」著作物ノ內容ヲ完全ニ模寫シ且  
ニ於テ複製セラレタル一切ノ「ドイツ」著作物ニ關ス  
ル紹介(批評)ハ能フ限り日獨文化協會ニ依リ蒐集セ  
ラレ最モ速ナル機會ニ於テ「ドイツ」權利者ニ報告セ  
ラル

## 出版關係法令規程集

五九五

## 登 錄 稅 法(抄)

(明治二十九年三月二十八日)  
(法律第二十  
七號)

第一條 登錄稅ハ本法ノ定ム所ニ依リ賦課徵收ス

第十條 著作權ニ關シ登錄ヲ受タルトキハ左ノ區別ニ

従ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

(一)著作權ノ移轉

相繼 每一件 金一圓

(三)前號ノ權利ノ移轉

相續 每一件 金五十圓

(二)著作權ヲ目的トスル質權ノ設定

債權金額 千分ノ五・五

(四)無名又ハ變名著作物ノ實名登錄

每一件 金二圓

(四)信託ノ登錄

每一件 金一圓

## 出版關係法令規程集

五六六

(四ノ三) 帰納處分以外の原因ニ因ル第一號及第二號

ノ権利ノ處分ノ制限

千分ノ四  
償還金額

(四ノ四) 著作年月日ノ登録

每一件 金一圓

(四ノ五) 撤消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

(四ノ六) 個登録

每一件 金五十錢

(五) 登録ノ更生、變更又ハ抹消

每一件 金二十錢

第十條ノ二、出版權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區

別ニ從ヒ登録費ヲ納ムヘシ

(一) 出版權ノ設定

每一件 金十四圓

相續 每一件 金一圓

(三) 出版權ヲ目的トスル質權ノ設定

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金五圓

債權金額 千分ノ五

(四) 前項ノ権利ノ移轉

相續 每一件 金五十錢

(五) 信託ノ登録

每一件 金一圓

大滙納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ

権利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

(七) 撤消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

(八) 假登録

每一件 金五十錢

(九) 登録ノ更生、變更又ハ抹消

每一件 金二十錢

(五) 信託ノ登録

每一件 金一圓

大滙納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ

権利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

(七) 撤消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

(八) 假登録

每一件 金五十錢

(九) 登録ノ更生、變更又ハ抹消

每一件 金二十錢

(五) 信託ノ登録

每一件 金一圓

大滙納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ

権利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

(七) 撤消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

(八) 假登録

每一件 金五十錢

(九) 登録ノ更生、變更又ハ抹消

每一件 金二十錢

(五) 信託ノ登録

每一件 金一圓

大滙納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ

権利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

(七) 撤消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

(八) 假登録

每一件 金五十錢

## 出版關係法令規程集

## 民事訴訟法(抄)

(明治四十二年三月二十八日)  
(法律第二十九號)

第五百七十條 左ニ掲タル物ヘ之ヲ差押フコトヲ得ス  
(一號乃至十一號略)

十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關  
スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル誓  
述ノ稿本

(十三號略)

## 刑法施行法(抄)

(明治四十二年三月二十八日)  
(法律第二十九號)

第二十七條 左ニ記載シタル罪ヘ刑法第三條ノ例ニ從  
フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 (削除)

三 移民保護法ニ掲ケタル罪



## 國民學校及青年學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程

(明治四十二年十月一日)  
(文部省告示第二百五十四號)

第一條 文部省ニ於テ著作権ヲ有スル國民學校及青年  
學校教科用圖書ヘ本規程ニ基キ手記ニ依リ、其ノ翻刻  
發行ヲ日本書籍株式會社、東京書籍株式會社、大阪  
書籍株式會社、大日本圖書株式會社ニ許可ス

日本書籍株式會社、東京書籍株式會社、大阪書籍株

年月日及定價ヲ記載スヘシ

第十七條 翻刻發行者ヘ翻刻發行許可手數料トシテ發  
行圖書一冊毎ニ金四厘ヲ納付スヘシ手數料ノ納付期  
限ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十七條ノ二 翻刻發行者ハ前條ノ手數料納付済ニ係  
る冊數ヲ超ユテ販賣スルコトヲ得ズ

第十八條 圖書ヘ定價ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ズ  
若ハ承認ヲ受ケタルトキベ速ニ圖書製造ノ功程ニ關  
スル標準計畫書ヲ掲出スヘシ

前項ノ豫定計畫書ヲ不適當ナリト認ムルトキハ文部  
大臣ヘ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 翻刻發行者ヘ常ニ在庫圖書ノ種類冊數ヲ  
明瞭ナラシメ其ノ保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲シ且時  
々地方ニ於ケル需要供給ノ状況ヲ取調ヘ若シ發行冊  
數ニ不足ヲ生スルノ見込アルトキヘ速ニ文部省ニ申  
出ツヘシ

第二十二條 圖書ノ製造延シ供給ニ支障アリト認メ  
タルトキハ文部大臣ヘ其ノ製造ヲ一時他ニ委託セシ  
メ又ハ翻刻發行ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

文部大臣ニ於テ第十一條乃至第十七條ニ違背セリト  
タルトキハ特ニ定ムル期限後ノ從前ノ見本ニ依リテ翻刻  
發行者ヘ若シ發行冊數ニ不足ヲ生スルノ見込アルトキヘ  
速ニ文部大臣ヘ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 圖書ノ供給ニ關スル施設ニシテ供給上不  
便ト認メタルトキハ文部大臣ヘ之カ改良ヲ命スルコ  
トアルヘシ

第二十五條 文部大臣ヘ編纂圖書其ノ他圖書ノ利用  
上必要オル印刷物ヲ無償ニテ製造頒布セシムルコト  
アルヘシ

第五條ノ二 翻刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非ナ  
レハ其ノ業務ヲ廢スルコトヲ得ス翻刻發行許可満期  
ニ至ルモ文部大臣ニ於テ必要ト認メタルトキハ二箇  
ケタル場合ヘ此ノ限りニアラサレハ發行スル  
コトヲ得

各翻刻發行者ハ每年發行スヘキ圖書ノ種類及  
冊數ハ文部大臣之ヲ指定ス但シ指定以前ニ於テ製造  
ニ着手セントスルトキハ其ノ種類及冊數ヲ具シ文部  
大臣ノ承認ヲ受クヘシ

翻刻發行者前項ノ指定ヲ受ケタルトキハ更ニ之ヲ各  
卷ニ分配シタル調書ヲ製シ文部省ニ掲出スヘシ

第五條 翻刻發行者ニ於テ每年發行スヘキ圖書ノ冊數  
ヲ變更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ承認  
ヲ受クヘシ

第六條 翻刻發行許可ノ期間ハ昭和十八年度所用分ヨ  
リ以後五箇年トス但シ翻刻發行者ニ於テ此ノ規定ニ  
違背シタルトキ若ハ其ノ借用缺乏シ又ハ其ノ業務株  
主ノ行動等ニシテ不適合アル場合ハ期限内ト雖モ許  
可ヲ取消スコトアルヘシ

各翻刻發行者ハ許可スル圖書ノ割合ヘ文部大臣ノ  
指定期限内トス但シ特キトキハ文部大臣ノ承認ヲ受  
クヘシ

各翻刻發行者ハ每年發行スヘキ圖書ノ種類及  
冊數ハ文部大臣之ヲ指定ス但シ指定以前ニ於テ製造  
ニ着手セントスルトキハ其ノ種類及冊數ヲ具シ文部  
大臣ノ承認ヲ受クヘシ

翻刻發行者前項ノ指定ヲ受ケタルトキハ更ニ之ヲ各  
卷ニ分配シタル調書ヲ製シ文部省ニ掲出スヘシ

第六條 翻刻發行者ニ於テ每年發行スヘキ圖書ノ冊數  
ヲ變更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ承認  
ヲ受クヘシ

第七條 翻刻發行者ハ耐震防火ノ倉庫ヲ設ケ圖書ノ原  
版其ノ他重要ナル物品ヲ格納スヘシ

第八條 翻刻發行者ハ道府縣内ニ少クトモ一箇ノ支店  
又ハ特約販賣所ヲ設ケ其ノ下ニ若干ノ取次販賣所ヲ  
置キ各ノ供給區域ニ關スル契約ハ文部大臣ノ承  
認ヲ受クヘシ

第九條 文部大臣ニ於テ特約販賣所又ハ取次販賣所ヲ  
不適當ト認メタルトキベ翻刻發行者ニ對シ之カ延止  
又ハ特約販賣所ヲ設ケ其ノ下ニ若干ノ取次販賣所ヲ  
置キ各ノ供給區域ニ關スル契約ハ文部大臣ノ承  
認ヲ受クヘシ

第十條 刪除

第十一條 圖書ノ定價及用紙ノ標準ヘ別ニ之ヲ告示ス  
コトヲ得ス

第十二條 翻刻發行者ハ各圖書ノ見本三部ヲ文部省ニ  
掲出シ検査ヲ受クヘシ

第十三條 圖書ノ文字ノ大小、圖書、卷數、冊數、頁  
數、行數及每行ノ字數其ノ他圖書ノ種類ニ依リ特ニ  
定ムル事項ハ文部省ノ見本ト同一ナルコトヲ要ス  
コトヲ得ス

第十四條 文部省ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタル  
トキハ特ニ定ムル期限後ノ從前ノ見本ニ依リテ翻刻  
發行者ヘ若シ發行冊數ニ不足ヲ生スルコトアルヘシ

第十五條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ第十二條第一項  
ノ檢査ヲ經タル見本ト同一ナルコトヲ要ス

第十六條 圖書ニハ各冊尾ニ第十二條第一項ノ検査済

## 出版關係法令規程集

五六

- 第二十六條 左ノ事項へ總て文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ  
一 會社ノ取締役、監査役及代表者ノ選任  
二 株式ノ譲渡  
三 定款  
四 各種積立金ノ使用  
五 用紙ノ購入契約  
六 公債以外ノ有價證券ノ取得  
第二十六條ノ二 各會社へ他ノ會社ノ株式ノ引受け又ハ譲受ヲナスコトヲ得ス  
第二十七條 各會社ノ利益配當へ拂込資本金ニ對シ年八分ヲ超ユルコトヲ得ス  
第二十八條 文部大臣へ必要ニ應シ吏員ヲ派シテ圖書ノ製造販賣及會計ノ報酬及會計ノ實況ヲ検査シ若ヘ無價ヨリ原料見本ヲ收去シ又ハ帳簿及書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ  
第二十九條 諸刻發行者ハ圖書製造販賣及會計ニ關スル證憑書類ヲ備へ五箇月以上之ヲ保存スヘシ  
第三十條 文部大臣ニ於テ公益上必要ト認ムルトキヘ此ノ規定ノ條項ニ修正ヲ加フルコトアルヘシ  
第三十一條 諸刻發行者ハ其ノ發行ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ國債ヲ以テ保證金ヲ納付スヘシ  
第三十二條 文部大臣ノ保證金ノ納付額は總額ノ十七萬圓トシ各諸刻發行者ノ納付額  
第三十三條 諸刻發行者ニ於テ諸刻發行ノ事業ヲ止メタルトキハ納付ノ保證金ノ取消スコトアルヘシ  
第三十四條 諸刻發行者ニ於テ此ノ規定又ハ此ノ規定ニ依リ發行スル文部大臣ノ命令ニ違背シタルトキハ違約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

## 附 則

- 第十七條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第十八條 明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規程第一號ニ依リ認可申請書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

## 出版關係法令規程集

第二十九條 左ノ事項へ總て文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ  
一 會社ノ取締役、監査役及代表者ノ選任  
二 株式ノ譲渡  
三 定款  
四 各種積立金ノ使用  
五 用紙ノ購入契約  
六 公債以外ノ有價證券ノ取得  
第二十六條ノ二 各會社へ他ノ會社ノ株式ノ引受け又ハ譲受ヲナスコトヲ得ス  
第二十七條 各會社ノ利益配當へ拂込資本金ニ對シ年八分ヲ超ユルコトヲ得ス  
第二十八條 文部大臣へ必要ニ應シ吏員ヲ派シテ圖書ノ製造販賣及會計ノ報酬及會計ノ實況ヲ検査シ若ヘ無價ヨリ原料見本ヲ收去シ又ハ帳簿及書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ  
第二十九條 諸刻發行者ハ圖書製造販賣及會計ニ關スル證憑書類ヲ備へ五箇月以上之ヲ保存スヘシ  
第三十條 文部大臣ニ於テ公益上必要ト認ムルトキヘ此ノ規定ノ條項ニ修正ヲ加フルコトアルヘシ  
第三十一條 諸刻發行者ハ其ノ發行ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ國債ヲ以テ保證金ヲ納付スヘシ  
第三十二條 文部大臣ノ保證金ノ納付額は總額ノ十七萬圓トシ各諸刻發行者ノ納付額  
第三十三條 諸刻發行者ニ於テ諸刻發行ノ事業ヲ止メタルトキハ納付ノ保證金ノ取消スコトアルヘシ  
第三十四條 諸刻發行者ニ於テ此ノ規定又ハ此ノ規定ニ依リ發行スル文部大臣ノ命令ニ違背シタルトキハ違約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

## 出版關係法令規程集

第五條 諸刻發行者ニ於テ前條ノ違約金ヲ文部大臣ノ指定シタル期限内ニ納付セサルトキハ保證金ヲ以テ辨済ニ充ツヘシ  
第六條 無記名國債證券ヲ保證金トシテ納付センヌスルトキハ之ヲ寄託シ其ノ保管證書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録國債ヲ保證金トシテ提供セントスルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録済通知書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録セモノノ在リテ尙記名國債證券ヲ審査済得ニ登録セモノノ提出スヘシ

第七條 無記名國債證券ヲ保證金トシテ納付センヌスルトキハ之ヲ寄託シ其ノ保管證書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録國債ヲ保證金トシテ提供セントスルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録済通知書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録セモノノ在リテ専記名國債證券ヲ審査済得ニ登録セモノノ提出スヘシ

第八條 無記名國債證券ヲ保證金トシテ納付センヌスルトキハ之ヲ寄託シ其ノ保管證書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録國債ヲ保證金トシテ提供セントスルトキハ擔保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録済通知書ヲ文部大臣官房會計課長ニ提出スヘシ登録セモノノ在リテ専記名國債證券ヲ審査済得ニ登録セモノノ提出スヘシ

第九條 検定出願中ノ圖書又ハ檢定ヲ得タル圖書ニ付記載正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ更ニ第三條ノ手數料ヲ納ムヘシ但シ第四條ノ指示ヲ受ケテ修正ヲ加フル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 検定ヲ請ヒタル後ハ何等ノ事由アリトモ既ニ納メタル手數料ハ之ヲ還付セザルモノトス

第十一條 本規則ニ於テ修正ト稱スルハ圖書ノ名稱ヲ變更シ、文章字句圖畫ヲ増減校訂シ、枚數行數字體書形ヲ變更シ又ハ註解附錄序跋ヲ加除變更スル場合ヲ包含スルモノトス

第十二條 検定ヲ得タル圖書ハ毎冊表紙又ハ扉ニ年月日文部省檢定済及何學校用圖書ノ文字ヲ記載スヘシ但シ國民學校教科用圖書ニ在リテハ右ノ外兒童用職員用ノ別ヲ附記スヘシ

第十三條 圖書ハ其ノ全部據ヒタルモノニ非サレバ檢定セス但シ文部省ニ於テ特に必要アリト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 第六條及第七條ニ依リ檢定ノ効力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定済其ノ他ニ之類スル文字ヲ記載スルヘシ

第十五條 検定ヲ請フ者ニシテ代理人ヲ置ク場合ニ於テハ檢定出願ノ際委任状ヲ差出スヘシ

第十六條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ別記様式甲號ニ依り、檢定出願中ノ圖書又ハ檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ別記様式乙號ニ依リ願出クヘシ

第十七條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規程第一號ニ依リ認可申請書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

第十九條 從前ノ規則ニ依リ 檢定ヲ與ヘタル師範學校、中學校、高等女學校、實業學校、青年學校及國民學校ノ教科用圖書ニ付記載シタル圖書又ハ兒童用圖書トス

第二條 國民學校職員ノ兒童教育上ノ參考トシテ適當所ニ於テ左ノ學科ノ教科書ヲ使用セントスルトキハ本令ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルコトヲ要ス

修身、國民科、國語、漢文、外國語、歷史、地理、哲學、宗教、心理、論理、社會、教育、文學、法律、政治、經濟、植民、自然科學（概論）、數學（概論）

第三條 前條及高等學校規程第二十三條ノ規定ニ依ル

成所管理者ハ使用開始前ニ於テ別記様式第二號ニ依リ其ノ旨ヲ文部大臣ニ報告スヘシ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタルトキハ該圖書ノ檢定へ此ノ限ニ在ラス

第四條 使用ヲ認可セラレタル教科書ヲ當該ノ學校又ハ養成所ニ於テ認可ヲ受ケタル使用年度ヲ越エテ使

用セントスルトキハ各年度毎ニ學校長又ハ臨時教員

養成所管理者ハ使用開始前ニ於テ別記様式第二號ニ依リ報告ヲ爲シタルトキハ該圖書ノ檢定へ此ノ限ニ在ラス

第五條 文部大臣教育上必要アリト認ムルトキハ教科書ノ使用ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第六條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第七條 檢定ノ效力ハ檢定ヲ得タル後修正ヲ加ヘタル

圖書ニ及ハサルモノトス

第八條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第九條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十一條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十二條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十三條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十四條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十五條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十六條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十七條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十八條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第十九條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第二十條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第二十一條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ住所變更ニ付テハ此ノ

本項ノ承認ハ第五條ノ例ニ準シ官報廣告ヲ以テ之ヲ

等ヲ廣告ス

第二十二條 檢定ヲ與ヘタル圖書ニシテ當該教科目及其ノ

前項ニ廣告スルニ非サレハ檢定ノ效力ハ該圖書ニ及

ハサルモノトス但シ發行者ノ

## 出版關係法令規程集

ア指定若ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

既納ノ手數料ハ之ヲ還付セス

第四條 認定ヲ受ケタル圖書ニ「一年月日文部省認定

國民學校職員用参考圖書」ノ文字ヲ記入スヘシ

第五條 認定ノ効力ハ認定ヲ受ケタル後修正ヲ加ヘタ

ル圖書ニ及ハサルモノトス

第六條 認定ヲ與ヘタル圖書ニシテ修正ヲ要スルト認

ムモノアルトキハ期間ヲ定メ之ヲ修正セシムルコ

トアルヘシ

前項ノ場合ニ在リテハ其ノ期間内ニ修正發行ノ圖書

五部ヲ添ヘ別記様式第二號ノ願書ヲ提出スヘシ但シ

手數料ヲ要セス

第七條 認定ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違反シタルト

キ又ハ文部大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ認定セ

ノ取消ヲスコトアルヘシ

第八條 認定ヲ與ヘタル圖書ノ名稱、冊數、定價、發

行ノ年月日、著作者及發行者ノ住所近名並ニ認定セ

ル年月日へ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

前條ノ規定ニヨリ認定ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同

### 附一則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 實業補習學校教科用圖書採用検定方

(明治二十七年二月二十一日)

文部省令 第四號

一 實業補習學校ニ於テ教科用圖書ヲ用フル場合ニハ

普教科目ニ係ルモノノ小學校用又ハ特ニ實業補習

學校用トシテ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノタルヘシ

其ノ實業教科目ニ係ルモノノ檢定ヲ經ルノ限ニ在ラ

ス

二 前項特ニ實業補習學校用トシテ檢定ヲ經ヘキ圖書

第五條 認定ヲ受ケタルトキハ速ニ圖書製造ノ功程ニ

定若ハ承認ヲ受ケタルトキハ速ニ圖書製造ノ功程ニ

關スル豫定計算書ヲ提出スヘシ

第二十條 圖書ハ定價ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ス

第二十一條 調刻發行者ハ文部大臣ヨリ發行冊數ノ指

定若ハ承認ヲ受ケタルトキハ速ニ圖書製造ノ功程ニ

關スル豫定計算書ヲ提出スヘシ

文部大臣前項ノ豫定計算書ヲ不適當ナリト認ムルトキ

ハ之ヲ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 調刻發行者ハ圖書ヲ其ノ使用期二十日前

マテニ供給スヘシ

第二十三條 調刻發行者ハ常ニ在庫圖書ノ種類冊數ヲ

購入スル豫定十分ノ注意ヲ爲シ且時

時購入スルシメ其ノ保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲シ且時

六 公債以外ノ有價證券ノ取得

第二十八條 會社ハ他ノ會社ノ株式ノ引受又ハ譲受ヲ

ナスコトヲ得ス

第二十九條 會社ノ利益配當ハ拂込資本金ニ對シ年六

分ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十條 文部大臣ハ必要ニ應シ吏員ヲ派シテ圖書ノ

製造、販賣及會計ノ他ノ業務ノ實況ヲ檢查シ又ハ

第三十一條 調刻發行者ハ圖書ノ製造、販賣及會計ニ

關スル圖書類ヲ備へ五箇年以上之ヲ保存スヘシ

第三十二條 文部大臣ニ於テ公益上其他必要ト認ムル

トキハ此ノ規程ノ條項ニ修正ヲ加フルコトアルヘシ

第三十三條 調刻發行者ハ其ノ發行ノ許可ヲ受ケタル

日ヨリ一箇月以内ニ保證金ヲ納付スヘシ

保證金ハ三萬五千圓トス

第三十四條 調刻發行者ニ於テ期限内ニ保證金ノ納付

ヲ爲ササルトキハ調刻發行ノ許可ヲ取消スルコトアル

ヘシ

第三十五條 調刻發行者ニ於テ調刻發行ノ事業ヲ止メ

タルトキハ納付ノ保證金ハ請求ノ日ヨリ三箇月以内

ニ拂戻スヘシ

第三十六條 調刻發行者ニ於テ此ノ規程又ハ此ノ規程

ニ依リ發スル文部大臣ノ命令ニ違背シタルトキハ違

約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

第三十七條 調刻發行者ニ於テ前條ノ違約金ヲ文部大

臣ノ指定シタル期限内ニ納付セサルキハ保證金ヲ

以テ之ニ充ツヘシ

第三十八條 無記名國債證券ヲ保證金トシテ納付セ

トルトキハ之ヲ日本銀行ニ寄託シ其ノ保管證書ヲ

文部省ニ提出スヘチ

第六條 認定ヲ與ヘタル圖書ニシテ修正ヲ要スルモノ

一 會社ノ取締役、監査役並代表者ノ選任

二 株式ノ譲渡

三 定款ノ變更

四 各種積立金ノ使用

五 用紙ノ購入契約

## 出版關係法令規程集

ヲ翻更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 調刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非サ

レハ製版、印刷又ハ製本ヲ他ニ委託スルコトヲ得ス

第八條 調刻發行者其ノ工場、倉庫及事務所ノ設置又

ハ變更ヲ爲サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 調刻發行者ハ圖書供給ニ關シ第三者ト契約ヲ

株式會社ニ許可ス

會社ハ前項ノ圖書ヲ師範學校及該生徒ノ需要ニ應シ

供給スヘシ

第十條 調刻發行許可ノ期間ハ昭和十八年度所用分ヨ

リ以後五箇年トス但シ發行者ニ於テ此ノ規程ニ違背

シタルトキ若ハ其ノ信用欠乏シ又ハ其ノ業務、株主

ノ行動等ニシテ不都合アル場合ハ期間内ト雖モ許可

ヲ取消スルトキヘシ

調刻發行者ハ許可満期ノ場合ニ於テ繼續許可ヲ出願

スルコトヲ得ス

第三條 調刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非サ

レハ其ノ業務ヲ廢止スルコトヲ得ス

第四條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ許可以外ノ業務

ヲ行フコトヲ得ス但シ特ニ文部大臣ノ承認ヲ受ケタル

場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 調刻發行者ノ每年發行スヘキ圖書ノ種類及冊

數ハ文部大臣之ヲ指定ス但シ指定以前ニ於テ製造ニ

著手セントスルキトハ其ノ種類及冊數ヲ具シ文部大

翻ノ筆記ヲ受クヘシ

第六條 調刻發行者ハ圖書ノ用紙、印刷及製本ハ檢査ヲ經タル見

トヲ得ス

第七條 圖書ニハ各冊尾ニ檢定済年月日及定價ヲ記

載スヘシ

第八條 調刻發行者ハ調刻發行許可手數料トシテ發

行圖書一冊毎ニ金一錢ヲ納付スヘシ手數料ノ納付期

トヲ得ス

第九條 圖書ハ前項ノ檢査ヲ經タル上ニ非サレハ發行スルコトヲ得ス

第十條 圖書ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタル

シタルトキハ圖書ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十一條 圖書ハ文部大臣之ヲ前條ノ契約ヲ不適當ト認メ

タルトキハ調刻發行者ハ文部大臣ノ承認ヲ受クルニ非サ

レハ製版、印刷又ハ製本ヲ他ニ委託スルコトヲ得ス

第十二條 圖書ノ定價ハ文部大臣之ヲ指定ス

但シ特ニ承認ヲ得タル事項ハ此ノ限ニ非ラス

第十四條 調刻發行者ハ各圖書ノ見本ヲ文部省ニ提出

シ検査ヲ受クヘシ

圖書ハ前項ノ檢査ヲ經タル上ニ非サレハ發行スルコトヲ得ス

第十五條 文部省ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタル

トキハ特ニ定ムル期限後ハ從前ノ見本ニ依リテ調刻

調刻發行者ハ圖書ノ前條ノ規定ニ雖シ検査ヲ經タル見

レハ發行スルコトヲ得ス

第十六條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ檢査ヲ經タル見

トト同一ナルコトヲ得ス

修正圖書ハ前條ノ規定ニ雖シ検査ヲ經タル見

レハ發行スルコトヲ得ス

第十七條 圖書ニハ各冊尾ニ檢定済年月日及定價ヲ記

載スヘシ

第十八條 調刻發行者ハ調刻發行許可手數料ノ納付期

トヲ得ス

第十九條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ檢査ヲ經タル見

トト同一ナルコトヲ得ス

第二十條 圖書ニハ各冊尾ニ檢定済年月日及定價ヲ記

載スヘシ

第二十條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ檢査ヲ經タル見

トト同一ナルコトヲ得ス

第二十條 圖書ニハ各冊尾



其ノ組合員ニ在リテハ毎月十日迄ニ統制會社ニ提出スヘシ  
一 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二 前々二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

四 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

五 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

六 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

七 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

八 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

九 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十一 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十二 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十三 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十四 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十五 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十六 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十七 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十八 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

十九 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十一 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十二 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十三 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十四 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十五 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十六 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十七 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十八 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

二十九 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十一 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十二 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十三 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十四 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十五 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十六 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

三十七 前前月二十日ヨリ前月二十日ニ至ル期間ニ於ケル紙ノ種類別譲受數量

## 紙配給統制規則ニ依ル用紙

(昭和十六年十二月一日)

紙配給統制規則第一條ノ認定ニ依リ左ノ通指定ス

一 洋紙

二 印刷用紙

三 模造紙

四 更刷(新聞用卷取紙ヲ除ク)

五 フィルム

六 帳簿用紙

七 フィルム

八 帶筆用紙

九 ボンド紙

十 著書用紙

十一 雜種紙

十二 色紙

十三 茶色紙

十四 白色紙

十五 マニラボール紙

十六 芯紙及ルーピング原紙

十七 アイボリー及ボストカード

十八 ブレスパン

十九 レッドローブペーパー

二十 フィッシュペーパー

二十一 ベーカーライト原紙

二十二 レザーボード

二十三 プラスチック

二十四 リサイクル紙

二十五 フィルム

二十六 フィルム

二十七 フィルム

二十八 フィルム

二十九 フィルム

三十 フィルム

三十一 フィルム

三十二 フィルム

三十三 フィルム

三十四 フィルム

三十五 フィルム

三十六 フィルム

三十七 フィルム

一 板紙	二 紙	三 和紙	四 雜紙	五 壓紙	六 紙	七 紙	八 紙	九 紙	十 紙	十一 紙	十二 紙	十三 紙	十四 紙	十五 紙	十六 紙	十七 紙	十八 紙	十九 紙	二十 紙	二十一 紙	二十二 紙	二十三 紙	二十四 紙	二十五 紙	二十六 紙	二十七 紙	二十八 紙	二十九 紙	三十 紙
(一) 黄板紙	(二) 茶色紙	(三) 白色紙	(四) マニラボール紙	(五) ハーフボーリー紙	(六) フィッシュペーパー	(七) レッドローブペーパー	(八) ブレスパン	(九) フィッシュペーパー	(十) ベーカーライト原紙	(十一) リサイクル紙	(十二) フィッシュペーパー	(十三) ハーフボーリー紙	(十四) フィッシュペーパー	(十五) ハーフボーリー紙	(十六) ハーフボーリー紙	(十七) ハーフボーリー紙	(十八) ハーフボーリー紙	(十九) ハーフボーリー紙	(二十) ハーフボーリー紙	(二十一) ハーフボーリー紙	(二十二) ハーフボーリー紙	(二十三) ハーフボーリー紙	(二十四) ハーフボーリー紙	(二十五) ハーフボーリー紙	(二十六) ハーフボーリー紙	(二十七) ハーフボーリー紙	(二十八) ハーフボーリー紙	(二十九) ハーフボーリー紙	(三十) ハーフボーリー紙
(一) 茶色紙	(二) 白色紙	(三) ハーフボーリー紙	(四) ハーフボーリー紙	(五) ハーフボーリー紙	(六) ハーフボーリー紙	(七) ハーフボーリー紙	(八) ハーフボーリー紙	(九) ハーフボーリー紙	(十) ハーフボーリー紙	(十一) ハーフボーリー紙	(十二) ハーフボーリー紙	(十三) ハーフボーリー紙	(十四) ハーフボーリー紙	(十五) ハーフボーリー紙	(十六) ハーフボーリー紙	(十七) ハーフボーリー紙	(十八) ハーフボーリー紙	(十九) ハーフボーリー紙	(二十) ハーフボーリー紙	(二十一) ハーフボーリー紙	(二十二) ハーフボーリー紙	(二十三) ハーフボーリー紙	(二十四) ハーフボーリー紙	(二十五) ハーフボーリー紙	(二十六) ハーフボーリー紙	(二十七) ハーフボーリー紙	(二十八) ハーフボーリー紙	(二十九) ハーフボーリー紙	(三十) ハーフボーリー紙
(一) 茶色紙	(二) 白色紙	(三) ハーフボーリー紙	(四) ハーフボーリー紙	(五) ハーフボーリー紙	(六) ハーフボーリー紙	(七) ハーフボーリー紙	(八) ハーフボーリー紙	(九) ハーフボーリー紙	(十) ハーフボーリー紙	(十一) ハーフボーリー紙	(十二) ハーフボーリー紙	(十三) ハーフボーリー紙	(十四) ハーフボーリー紙	(十五) ハーフボーリー紙	(十六) ハーフボーリー紙	(十七) ハーフボーリー紙	(十八) ハーフボーリー紙	(十九) ハーフボーリー紙	(二十) ハーフボーリー紙	(二十一) ハーフボーリー紙	(二十二) ハーフボーリー紙	(二十三) ハーフボーリー紙	(二十四) ハーフボーリー紙	(二十五) ハーフボーリー紙	(二十六) ハーフボーリー紙	(二十七) ハーフボーリー紙	(二十八) ハーフボーリー紙	(二十九) ハーフボーリー紙	(三十) ハーフボーリー紙

一 船	二 紙	三 和紙	四 雜紙	五 壓紙	六 紙	七 紙	八 紙	九 紙	十 紙	十一 紙	十二 紙	十三 紙	十四 紙	十五 紙	十六 紙	十七 紙	十八 紙	十九 紙	二十 紙	二十一 紙	二十二 紙	二十三 紙	二十四 紙	二十五 紙	二十六 紙	二十七 紙	二十八 紙	二十九 紙	三十 紙
(一) 茶色紙	(二) 白色紙	(三) ハーフボーリー紙	(四) ハーフボーリー紙	(五) ハーフボーリー紙	(六) ハーフボーリー紙	(七) ハーフボーリー紙	(八) ハーフボーリー紙	(九) ハーフボーリー紙	(十) ハーフボーリー紙	(十一) ハーフボーリー紙	(十二) ハーフボーリー紙	(十三) ハーフボーリー紙	(十四) ハーフボーリー紙	(十五) ハーフボーリー紙	(十六) ハーフボーリー紙	(十七) ハーフボーリー紙	(十八) ハーフボーリー紙	(十九) ハーフボーリー紙	(二十) ハーフボーリー紙	(二十一) ハーフボーリー紙	(二十二) ハーフボーリー紙	(二十三) ハーフボーリー紙	(二十四) ハーフボーリー紙	(二十五) ハーフボーリー紙	(二十六) ハーフボーリー紙	(二十七) ハーフボーリー紙	(二十八) ハーフボーリー紙	(二十九) ハーフボーリー紙	(三十) ハーフボーリー紙
(一) 茶色紙	(二) 白色紙	(三) ハーフボーリー紙	(																										

第六部

發行所  
覽見

附  
製印本刷所名簿

〔備考〕 昭和廿二年三月十五日 東京都新統合區は左の通り

發行所一覽

★ 番 叢 詩 代 現 ★

- ▼堀口 大學・あまい囁き  
▼武田 武彦・信濃の花嫁  
▼丸山 薫・水の精 神  
▼岩谷 健司・哀しき涉獵者  
▼城 左門・秋風への回想  
▼菱山 修三・道しるべ  
▼臼井喜之介・海の抒情  
▼岩佐東一郎・幻燈  
▼秋谷 豊・遍歴の手紙  
▼田中 冬二・春愁

番四二二〇〇一京東替振  
三・〇二九 橋本日詰電 店書谷岩 區央中都京東  
三ノ四町室

KOK



發行所一覽

10

宇 宙  
と 空  
社 社  
神田區三崎町二ノ三  
日黑區上目黑五ノ二四三〇(澀谷四九一)  
横須賀市谷戸六  
福岡市上祇園町五六  
京都市中京區鞍屋町二條北入(上元四一)  
神戶市兵庫區氷室町一ノ六  
世田谷區上馬町二ノ一四三  
芝區白金猿町六(芝七四〇)

14

〔オ・ラ〕

智 知	書	社	房	社	社	會	房	社	社	英	榮	永	叡
福岡市下堅町七	新報	協議	會	會	會	會	會	會	會	體	液	和	英
浦和市針ヶ谷二ノ一四六	農業株式會	後屋書	佐文學	江工演	演園演	演工演	江工演	越	後屋書	燃料	協議	文化新報	榮
日本橋區小舟町二ノ八	日本橋區神保町一ノ四九	日本橋區神保町一ノ四九	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	日本橋區上京區烏丸通	新津町一〇五	佐渡郡真野村新町	中根町九五(荏原三三三)	目黑區中根町九五(荏原三三三)
新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	新潟縣佐渡郡真野村新町	茅場町一〇七二	茅場町一〇七二	茅場町一〇七二	茅場町一〇七二
日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	日本橋區小網町二ノ四(茅場町一〇七二)	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六
丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	丸ノ内二ノ六	一色三八九	一色三八九	一色三八九	一色三八九
神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	神奈川縣葉山町一色三八九	新津町一〇五	新津町一〇五	新津町一〇五	新津町一〇五
本鄉區森川町一	養賢堂	內	本鄉區森川町一	養賢堂	內	本鄉區森川町一	養賢堂	內	本鄉區森川町一	養賢堂	內	新津町一〇五	新津町一〇五
下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	下谷區南稻荷町一七(下谷一六六)	一九六	一九六	一九六	一九六
大森區木挽町四ノ二	京屋ビル	內	大森區木挽町四ノ二	京屋ビル	內	大森區木挽町四ノ二	京屋ビル	內	大森區木挽町四ノ二	京屋ビル	內	一九六	一九六
大森區馬込町東二ノ九六	大阪帝大理學部	內	大森區馬込町東二ノ九六	大阪帝大理學部	內	大森區馬込町東二ノ九六	大阪帝大理學部	內	大森區馬込町東二ノ九六	大阪帝大理學部	內	一九六	一九六
大阪市北區中之島	大阪帝大理學部	內	大阪市北區中之島	大阪帝大理學部	內	大阪市北區中之島	大阪帝大理學部	內	大阪市北區中之島	大阪帝大理學部	內	一九六	一九六
淺草區藏前三ノ一〇	大倉精神文化研究所	內	淺草區藏前三ノ一〇	大倉精神文化研究所	內	淺草區藏前三ノ一〇	大倉精神文化研究所	內	淺草區藏前三ノ一〇	大倉精神文化研究所	內	一九六	一九六
四谷區千駄谷四ノセニ(四谷二七五)	大藏省	內	四谷區千駄谷四ノセニ(四谷二七五)	大藏省	內	四谷區千駄谷四ノセニ(四谷二七五)	大藏省	內	四谷區千駄谷四ノセニ(四谷二七五)	大藏省	內	一九六	一九六
小石川區高田豐川町三七(九段一六五)	大藏出	株式會	小石川區高田豐川町三七(九段一六五)	大藏出	株式會	小石川區高田豐川町三七(九段一六五)	大藏出	株式會	小石川區高田豐川町三七(九段一六五)	大藏出	株式會	一九六	一九六
横濱市港北區太尾町四〇六	大倉	文化科	横濱市港北區太尾町四〇六	大倉	文化科	横濱市港北區太尾町四〇六	大倉	文化科	横濱市港北區太尾町四〇六	大倉	文化科	一九六	一九六
大阪市東區北久寶寺町四ノ四四(北濱三六五)	研	所	大阪市東區北久寶寺町四ノ四四(北濱三六五)	研	所	大阪市東區北久寶寺町四ノ四四(北濱三六五)	研	所	大阪市東區北久寶寺町四ノ四四(北濱三六五)	研	所	一九六	一九六

大黃社	大鷗社	大應社	大森社	大往來	大社
品川區大井出石町五二三(大森二五〇)	京都市上京區丸太町通河原町東入 埼玉縣北足立郡吉塚町二元	船戶方	本鄉區帝大農學部動物學教室內	大阪市西成區岸松通三ノ一(天下茶屋二三五)	世田ヶ谷區北澤四ノ三七六
岡山市岡山醫學會	岡山市岡山醫科大學內	岡山縣吉備郡足守町	岡山縣吉備郡足守町	中野區打越町二	牛込區橫寺町五(九段一四二)
小岡山協同主義協會	小岡山協同主義協會	小川書房	小川書房	神田區淡路町二ノ七高崎ビル	世田ヶ谷區北澤四ノ三七六
沖繩人聯盟機關紙部	沖繩人聯盟機關紙部	小冲電氣株式會社	小冲電氣株式會社	神田區錦町一ノ五	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
荻原星文	荻原星文	小倉寶文	小倉寶文	杉並區西田町一ノ五六	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
多摩文館	多摩文館	澤出版社	澤出版社	神田區神保町一ノ三五	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
日本出張	日本出張	鈴書	鈴書	西多摩郡青梅町青梅三二	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
小樽經濟專門學校	小樽經濟專門學校	日出尾	日出尾	小倉市錦町允	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
北方經濟研究會	北方經濟研究會	オスカロータッケル	オスカロータッケル	神田區西神田町二ノ二(九段一五八三)	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
小野田市役所	小野田市役所	主幹	主幹	大阪市北區宗是町一 大阪ビル内	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
越智郡農村青年聯盟	越智郡農村青年聯盟	小野田市	小野田市	麴町區富士見町二ノ四(九段三四二六)	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
小野田市民報社	小野田市民報社	研究會	研究會	世田谷區祖師谷二ノ一三三(砧一三三)	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
小野田市昭和通六ノ九	小野田市昭和通六ノ九	小野田市稻穂町西八ノ九	小野田市稻穂町西八ノ九	小野田市緣町吾目番外地	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)
愛媛縣農業會越智支部	愛媛縣農業會越智支部	小野田市大字小野田堺九三	小野田市大字小野田堺九三	小野田市昭和通六ノ九	大森區大井出石町五二三(大森二五〇)

發行所一覽

神田區錦町一ノ五(神田一三四)  
杉並區高圓寺二ノ九 本松方  
日本橋區室町一ノ七  
荏原區小山町七ノ五〇三ノ一  
足立區千住四ノ六(足立三三二)  
京橋區銀座八ノ九(銀座三〇〇)  
北多摩郡武藏野町吉祥寺二三  
市川市國分新山西八ノ二(市川五〇七)  
金澤市片町八(二六五)  
北多摩郡狛江村字猪方六四(砧四要)  
荏原區荏原七ノ五九  
京都市中京區丸太町通烏丸西入(上一五〇三)  
澁谷區代々木初臺町五〇  
大森區南千束町七(荏原一〇三)  
神田區神保町一ノ一(神田一五三)  
本鄉區本鄉六ノ二(小石川一七七)  
唐津市山下町  
神田區駿河臺三ノ五  
小石川區大塚仲町四一  
神田區鍛冶町二ノ一 サタケビル二階  
目黑區大岡山東京工大内(荏原一四二)  
麻布區飯倉片町二  
京橋區入舟町三ノ九(築地二八三)  
目墨區鷹番町一  
小石川區小石川町一ノ二(小石川三六〇)  
市川市北方二五  
板橋區下石神井二ノ三八

發行所一覽

關東學院商學會	横濱市南區三春臺四	關東學院內
關東地方金屬產業社	神田區鎌倉町六 芝區新橋七ノ三	再生ビル内 （神田〇八九四）
關東地協議會	芝區新橋七ノ三	文化工業會館内
關東勞働組合	芝區新橋七ノ三	文化工業會館内
觀音閣	松戸市本町二ノ二三九二	
觀音世界運動本部	淺草區公園地 淺草寺内	
甘味產業公論社	福岡市東堅粕町三丁目	
翰林工藝研究會	日本橋區橫山町二〇ノ三	
翰林社	板橋區板橋町四ノ二三三	

卷

機械製作資料社	本郷區西片町十番ノ十一號（小石川三〇三）
喜久屋社	世田谷區玉川瀨田町四三九
喜久元書店	岡谷市小尾口五三九六（二三四）
喜久元書	神田區駿河台三ノ五
喜久元書	神田區須田町一ノ三四（神田三三八五）
喜久元書	中野區打越町五（中野二九六）
喜久元書	大阪市北區永樂町八
喜久元書	日產生命館四階（北豈二八）
喜久元書	神奈川縣中郡比々多村串橋一六 森田方
喜久元書	札幌市大通五ノ六
喜久元書	北見市二條通西三（北見四一七）
喜久元書	京橋區新富町二ノ二六（築地一九三〇）
喜久元書	中野區鷺宮三ノ一二九
喜久元書	世田谷區世田谷三ノ二四二九
喜久元書	大森區調布嶺町一ノ四四

發行所一覽

六一

金融通信用社  
飯田市江戸町二八三  
大森區山王一ノ二六三  
淺草區小島町二ノ一三  
五木田方  
京橋區銀座ハノ三 吉澤ビル(銀座六七四三)

倉敷時報社  
ぐらすぶらいぶらり  
ク ラ プ ソ

倉敷市元町四九七ノ四  
大阪市北區宗是町一 大阪ビル八階  
(土佐堀五四二)  
奈良市橋本町

金	融	通	信	社	飯田市江戸町二八三
金	蘭				
銀	鈴				
勤	書				
勞	房				
學	社				
徒	淺草區小島町二ノ三				
授	大森區山王一ノ二六三				
護	五木田大				
會	鰐町區代官町(丸ノ内六三)				
社	淀橋區下落合一ノ六室(落合四〇四)				
勤	世田ヶ谷區下馬町三ノ三一				
勞	(銀座二六三呼)				
者	京橋區銀座西三ノ一二和化學內				
教	勤勞者生活擁護協會				
育	勤勞文化新聞社				
中	仙臺市北二番町七五				
央					
會					

倉敷時報社 倉敷市元町四九七ノ四  
ぐらすぶらいぶらり  
(土佐堀五四二)  
大阪市北區宗是町一 大阪ビル八階  
ク ラ プ 社  
藏 前 工 業 會  
ク ラ ル テ 社  
黒 住 教 本 部  
クロニック  
社  
奈良市橋本町  
芝區新橋二ノヘ(銀座六三七)  
世田谷區上馬一ノ五二六  
岡山市外大元三五  
京橋區銀座一ノ五(京橋六七)。

七

草薙の東雲  
雀春書  
社房會院  
熊本市上通町七  
長崎縣北松浦郡紐差村  
世田谷區給田町八九  
豊島區椎名町六ノ四一四四  
京橋區銀座西七ノ三 資生堂ビル  
麴町穢麴町二番地  
神戸市須磨區須磨本町一三九  
神戸市葺合區吾妻通三ノ一七  
神田區須田町一ノ四(神田一九三)  
熊本市京町一ノ一九七  
熊本縣下益城郡樂富村清藤  
大森區馬込町東四ノ三三

京都上京區今出川河原町上ル青龍町三四  
杉並區馬橋三ノ三一  
浦和市高砂町四ノ五〇  
韓學會  
營評論  
苑短歌  
經雞慶政慶經  
濟學部研究大  
應義塾大學室學會  
應治學會  
王書  
金屬協會  
濟新誌  
察評論  
術論  
德象  
社  
社  
房  
社會  
會  
芝區三田三丁目(三田二六)  
世田谷區烏山町六四(烏山四六)  
世田ヶ谷區東玉川町八九  
目黑區駒場町八五六東京帝大理工學研究所內  
大森區馬込町東四ノ二六  
麹町區丸ノ内一ノヘ  
杉並區馬橋三ノ三六一(中野三〇四五)  
日本橋區室町三ノ二  
(日本橋五三九)  
亞細亞ビル內  
品川區大井林町三三六

健研玄原建建研

下谷區上野櫻木町三元  
京橋區銀座西三ノ一  
神田區西神田二ノ四(九段一五九三)  
京橋區銀座西三ノ一  
京橋區銀座一ノ六(京橋三一五七)  
栃木市入舟町三(栃木七六四)  
板橋區板橋町五ノ六九八  
岡山市中出石町二七(岡山三六四三)  
神田區神保町三ノ六(九段二三六)

競藝社  
馬タイムス  
阪神急行電  
業報國社  
能復興社  
馬春秋社  
世田谷區羽根木町一六五  
日本橋區江戸橋一ノ四  
大阪市北區角田町四二(福島三六六)  
世田ヶ谷區下馬一ノ二八  
牛込區早稻田鶴巻町四四三  
京橋區銀座三丁目 大倉組秘書室  
牛込區霞ヶ關一ノ一(銀座三八二五)  
神田區小川町二ノ一〇(神田三三七〇)  
京橋區寶町二ノ一 清水組ビル三階  
澁谷區綠ヶ丘一(青山一五五)  
麻布區本村町三五  
目黒區平町三四  
本鄉區春木町三ノ三三(小石川三九一九)  
京都市左京區帝大醫學部  
福岡市社家町九  
高知市鷹匠町 宇田耕一方  
本鄉區東京帝國大學醫學部血清學教室  
(小石川一三二)  
長野縣南佐久郡前山村  
麹町區富士見町二ノ三ノ八(九段一九六八)  
豐島區雑司ヶ谷一ノ三七六  
牛込區神樂町一ノ三(牛込三〇三)  
本鄉區元町一ノ二五(小石川三六三)  
牛込區辨天町五(牛込三〇八)  
埼玉縣南埼玉郡太田村吉羽一五五八ノ一  
京都市上京區小山西元町四

江戸川區小岩町八ノ一三八五  
麴町區内幸町二ノ三幸ビル(銀座七三九)  
吹田市砂子町三ノ二五一(吹田一七二)  
麴町區霞ヶ關一ノ二  
復興院計畫局施設課内  
岩手聯黒澤尻町上川山本  
世田ヶ谷區太子堂二六(世田谷二三五)  
芝區三田豐岡町八 帝國印刷株式會社内  
大阪市東區北濱三ノ四至  
麴町區飯田町二ノ六ノ五  
神田區駿河臺一ノ五(神田六三八)  
麴町區飯田町一ノ一六(九段四五〇)  
中野區上町三(中野三三四)  
大阪市東住吉區中野町四(東住吉九四三)  
目黑區鷺番町壹  
大阪市北區曾根崎上四ノ四

發行所一覽

六

國民安全協會	白文	國際科學出版社	神田區小川町二ノ一四
國黑國國國國國國	勢調査	國際經濟調查所	麴町區丸ノ内一ノニ 日本交通公社四階
國土計畫研究	鐵文藝協	國際交通文化協會	山形市小姓町二(山形一〇四五)
大東市東區今橋一ノ一	神田區一ツ橋二ノ五	國際自由評論社	麴町區三番町四
大阪市東區上本町一ノ一	愛知縣知多郡岡田町	國際女性報社	山形市小姓町二(山形一〇四五)
京橋區木挽町一ノ二三	京橋區京橋三ノ一 第一相互館(京橋三八三)	國際圖書出版社	世田谷區世田谷一ノ三毛
京橋區西町三(三田二六六)	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際佛敎協會	京都市左京區吉田牛ノ宮二
麻布區西町三(三田二六六)	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際文化振興會	京都市上京區河原町丸太町上ル
澁谷區松濤宅(澁谷三四二)	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際文化協會	芝區西久保櫻川町三五
世田ヶ谷區下馬町二ノ八二	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際平和協會	京橋區西八丁堀一ノ二
神田區錦町一ノ六	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際法學報	京橋區築地一(本願寺內)
京橋區木挽町一ノ二三	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際法制研究	麴町區代官町一
京橋區内幸町二ノ三 幸ビル	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際報道株式會社	麻布區西町三(三田二六六)
盛岡市木伏官舍方三號	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際報道株式會社	澁谷區松濤宅(澁谷三四二)
神田區一ツ橋二ノ五	日本橋區本町ニノ二本町會館內(日本橋三九一)	國際報道株式會社	世田ヶ谷區下馬町二ノ八二
大阪市東區今橋一ノ一	愛知縣知多郡岡田町	國際報道株式會社	神田區錦町一ノ六
大阪市東區上本町一ノ一	大阪市東區上本町一ノ一	國際報道株式會社	京橋區木挽町一ノ二三

發行所一覽



發行所一覽

六三

小田原市十字三丁目(小田原二四八)  
神田區錦町一ノ一元  
淺草區小島町二ノ三元(淺草三六八九)  
高岡市木舟町一  
芝區芝公園五號地一〇  
京橋區銀座西一ノ三(京橋五二三)  
世田ヶ谷區北澤四ノ三五(世田谷二四七〇)  
大阪市天王寺區元町  
麵町區丸ノ内一ノハノ一  
麵町區丸ノ内二ノ六  
下谷區御徒町二ノ四九  
杉並區西荻窪一ノ一四七  
新潟縣北魚沼郡廣瀬村字並柳乙二九  
神田區西神田二ノニノ七 東亞同文會內  
長野市新田町二四(長野五九)  
長野縣飯田市三ノ九(飯田六四六)  
長野市岡田二五三  
長野縣下伊那郡根羽村  
長野縣上高井郡須坂町東横町三四三  
長野縣南安曇郡更科町  
北多摩郡武藏野町吉祥寺八七三  
京橋區新富町二ノ一六(築地一九三)

發行所一覽

大三

春 懷 純 春 憂  
粹 灯 信 詩  
市川市中山三丁二  
日本橋區通三ノ八(日本橋五)  
高田市寺町三丁目 善導寺内(高田七)  
京都市左京區吉田牛ノ宮町三  
神田區一ツ橋ニノ五(九段一三五)  
鎌倉市淨明寺二六  
麹町區四番町ハノ一(九段二〇一五)  
栃木縣佐野市赤坂二三八  
目黒區上目黒セノ九九六  
大阪市西區土佐堀一ノ一 大同ビル  
日本橋區兩國三  
麹町區大手町ニノニ  
芝區田町一ノ三 森永ビル(三田一三〇)  
大阪市北區堂島西町一 大阪府商經會館内  
麴町區有樂町二ノ五(丸ノ内二三〇)  
麴町區丸ノ内一ノ八  
神田區駿河臺ニノ一(神田三七七)  
四谷區信濃町三八四  
藤澤市鵠沼西海岸西一三  
高田市西城町三丁目  
神田區神保町ニノ元(九段二〇一八)  
杉並區下高井戸四ノ八九

發行所一覽

新日本經濟社 日本橋區通一ノ五 東海ビル(日本橋五三一)  
新日本建設文化聯盟 神田區駿河臺四ノ一  
新日本コレスポンデンス・スクールン  
新日本新聞 世田谷區祖師ヶ谷二ノ三元  
新日本新聞 京橋區銀座西七ノ一電通ビル七階(銀座工六四)  
新日本圖書株式會社 大分縣大野郡三色町大字市場  
新日本婦人同盟 下谷區花園町七  
新日本文學徒聯盟 大阪市南區安堂寺橋三ノ六  
新日本文學 京橋區京橋三ノ五 竹河岸ビル  
新日本文學 神田區小川町元八(神田三三五)  
新日本文學 神戶市須磨區行幸町三ノ七  
新日本民衆新聞社 唐津市元旗町  
新日本民衆新聞社 芝區日本橋西町二 小林良三郎方  
新日本民衆新聞社 香川縣綾歌郡栗能村  
新日本民衆新聞社 王子區中十條三ノ三 農機具統制會社內  
新日本民衆新聞社 中野區江古田一ノ一四三  
新日本民衆新聞社 荒川區三河島町三ノ三〇〇一(下谷一九七六)  
新日本民衆新聞社 神田區神保町三ノ二七(九段一五六)  
新日本民衆新聞社 麻町區飯田町一ノ一六(九段三四四)  
新日本民衆新聞社 函館市松風町四  
新日本民衆新聞社 北多摩郡三鷹町上連雀山中九七ノ二  
新日本民衆新聞社 牛込區早稻田町四四  
新日本民衆新聞社 麴町區代官町一國際文化會館內  
新日本民衆新聞社 千葉縣東葛飾郡我孫子町二五九  
新日本民衆新聞社 神田區猿樂町二ノ四(神田二六三)  
新日本民衆新聞社 神田區吳服橋二ノ三







發行所一覽

六三四

團丹暖流發論社所林房通體頂書信  
赤坂區青山南町五ノ五  
日本橋區小網町二ノ四(茅場町六七)  
神田區西神田二ノ四  
淀橋區下落合四六二五  
札幌市南一條西五ノ五

大阪市南區日本橋筋三ノ五  
神田區駿河臺二ノ一〇(神田一三一七)  
杉並區荻窪ニノ一九六

〔ツ〕  
通信教育振興會  
築土都綱冬  
地出版本社  
波書會林房  
に親しむ  
烏筑書會  
柏發行  
之世界  
鶴鈞冬  
發行  
所房社  
所店院會  
市川市八幡三  
世田谷區烏山町一八七  
横濱市保土ヶ谷上白根町四八八  
下谷區上根岸町一七（淺草三九）  
神田區須田町一ノ一七（神田三三七五）  
杉並區阿佐ヶ谷一ノ八六（荻窪二三六七）  
杉並區阿佐ヶ谷一ノ七三六  
杉並區河佐ヶ谷一ノ七三六  
日本橋區箱崎町四ノ二（茅場町七五八）  
澁谷區代々木初臺五〇一

發行所一覽

發行所一覽

六三六

真道本部 小石川區東青柳町一(大塚七四)  
中野區江古田町四ノ二七六二  
札幌市北海道帝大理學部內  
滋賀縣滋賀郡坂本村  
世田谷區弦卷一ノ二三  
日本橋區吳服橋三ノ一 仙松俱樂部內  
神田區神保町三ノ二(九段三六三)  
本鄉區真砂町六  
奈良縣丹波市町川原城三〇七  
小石川區關口町一四〇  
京都市左京區下鴨町八(上三三九)

帝國辯護士會 芝區西久保巴町三（芝四九二）  
帝室林野局林野會 麴町區丸ノ内一帝室林野局內  
帝都出版株式會社 試驗會 芝區西久保巴町三（芝四九二）  
帝大病理學教室 本鄉區本富士東大醫學部生理學教室  
帝都出版株式會社 本所區東兩國四ノ三  
鐵道教科書株式會社 神田區須田町一ノ一六（神田二五五）  
鐵道殉職顯彰會 麴町區内幸町二ノ三ノ一（銀座五九四）  
本氣化學協會 下谷區中清水町三（下谷一九三）  
工機械協會 神田區内幸町二ノ三ノ一（銀座五九四）  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
本氣化學協會 本所區東兩國四ノ三  
電氣協同研究會 日本橋區室町三 不動ビル四階  
電氣機械學校 麴町區有樂町一ノ三（丸ノ内七五六）  
電氣通信學會 神田區錦町二ノ二（神田二二二）  
電氣通信學會 神田區錦町二ノ二（神田二二二）  
電氣通信學會 品川區五反田五ノ五 電氣試驗所內  
電氣通信學會 品川區五反田五ノ五 電氣試驗所內  
電氣通信學會 京橋區銀座西七ノ一 電通ビル六階  
電氣通信學會 麴町區有樂町一ノ三 電氣俱樂部內  
電氣通信學會 神田區錦町三ノ一（神田五三）  
電氣通信學會 山口縣田布施町寶前三呪  
電氣通信學會 麴町區紀尾井町上智學院內  
天主教々區聯盟 滉川區瀧野川町七三六  
天人行 本居社

東京道同道會	本部	澁谷區神山町五九(澁谷二七六七)
京義新生會	社部	板橋區東大泉町四八
京醫學生會	會	神田區錦町一ノ六
植物生理化學研究所	京岩	本鄉區東京帝大醫學部本館內
東京ウイーク社	東京	日本橋區通二ノ二西河岸ビル(日本橋二三七)
東京映畫新聞社	東京	世田谷區太子堂三五
東京音樂書院	東京	澁谷區幡ヶ谷塙塙町二八
東京瓦斯株式會社	東京	大森區田園調布三ノ二四
東京急行電社鐵	東京	世田谷區下馬町二丁目平和日本建設教團內
東京講演會	東京	牛込區矢來町九
東京樂譜出版社	東京	芝區海岸通一ノ一五
東京大學會社	東京	澁谷區大和田町
東京工業大學會社	東京	日本橋區通二ノ二西河岸ビル
東京機械株式會社	東京	板橋區志村本蓮沼町一〇
東京化工作業部	東京	目黑區大岡山東京工大内(荏原一四二)
東京生產工學研究部	東京	北多摩郡谷保村國立
東京高等技藝學校	東京	澁谷區原町二(高輪一八一九)
東京亞經經濟研究所	東京	東京高產業大學所
東京市政調查會	東京	東京高等技藝學校
東京芝浦電氣株式會	東京	東京亞經經濟研究所
堀川町工場	東京	東京高產業大學所
川崎市堀川町七三	東京	東京高產業大學所
東京修文館	東京	本鄉區真砂町二六
東京出版株式會社	東京	神田區神保町一ノ三(神田一三八七)
東京情報社	東京	麵町區內幸町二ノ三幸ビル(銀座七三〇八)
東京通信社	東京	世田谷區玉川田園調布一ノ三九
東京點字出版社	東京	(田園調布四五〇)
東京管工事統制組合	東京	大森區南千束町空
東京度量衡會館	東京	杉並區西高井戸二ノ一九高山邸内
東京美術研究所	東京	本鄉區本富士町東京帝大經濟部内
東京物理學校出版部	東京	杉並區大宮前三ノ一西
東京米英文化研究所	東京	神田區神保町一ノ一七(神田八五)
東京P·U·C蹊源社	東京	京橋區銀座西ハノ三
東京桃源社	東京	神田區駿河臺四ノ二
東京凍原社	東京	本鄉區駒込千駄木町三四
東同道元禪師鑽仰會	東京	牛込區神樂町一ノ三
東行光房	東京	小石川區柳町二云(小石川五三九)
東光出版本社	東京	平塚市羽衣町三三
東同光出版本社	東京	芝區三田小山町五(三田二六九)
東同光行光房	東京	日本橋區本石町三ノ二(日本橋ハ二)
東同光行光房	東京	大森區堤方町三九
東同光行光房	東京	帶廣市西二條南八丁目藤丸百貨店內四階
東同光行光房	東京	本鄉區駒込富士前町三江岸寺内
東同光行光房	東京	本鄉區西片町二〇木の三號
東同光行光房	東京	京橋區銀座西六ノ五御幸ビル三四號
東同光行光房	東京	神田區西神田ニノ七

發行所一覽



發行所一覽

卷二

〔二〕

日本演劇社	京橋區築地四ノ二(築地二三四)	日本亞炭新聞社	日本橋區本町四ノ一 大森ビル内
日本應用昆蟲學會	瀧野川區西ヶ原町農事試驗場内	日本醫學協會	仙台市中杉山通三
日本音樂雜誌式會	神田區鐵冶町二ノ二〇	日本醫學放射線學會	麵町區大手町ニノ三九ノ内野村ビル
日本音樂社	日黑區東京工業大學内	日本醫學雜誌社	新潟市旭町通二新潟醫大附屬圖書館内
日本音響學會	日學部物療內科内	日本醫學出版社	新潟市北多門通り
日本溫泉氣候學會	京橋區築地一ノ二每日會館内(丸ノ内三二)	日本醫學放射線學會	新潟市東中通リ一一番町三七
日本音盤協會	日本音盤協會	日本醫學雜誌社	新潟縣阿哲郡新見町一ノ三四
日本海運集會所	神戶市生田區明石町三	日本醫業厚生社	岡山縣阿哲郡新見町一ノ三四
日本外事協會	麹町區九ノ内三ノ一四	日本醫師協會	神田區駿河臺三ノ九
日本海事振興會	芝區田村町五ノ六	日本醫事新報社	長野市大門町三
日本外政協會	杉並區善福寺町九	日本醫事新報社	虹西書房
日本科學藝術協會	仙臺市北五番丁三七	日本醫學出版社	西澤書房
日本科學哲學會(別稱科學小說創作會)	本鄉區帝大醫學部解剖學教室内	日本醫學出版社	西見青年聯盟月報社
日本科學文化協會	長野縣中野町東京帝大	日本醫學出版社	新見青年聯盟月報社
日本學藝社	神田區錦町一ノ一六	日本醫學出版社	新湯自由新聞社
日本學校衛生會	杉並區北五番丁三七	日本醫學出版社	新湯日報社
日本科學哲學會(別稱科學小說創作會)	芝臺田村町飛行館(銀座五九)	日本醫學出版社	新湯醫科大學神病教室
日本科學文化協會	本鄉區東京帝大理學部植物學教室内	日本醫學出版社	新湯市旭町通二新潟醫大附屬圖書館内
日本學藝社	長野縣中野町湯町五七	日本醫學出版社	新湯市北多門通り
日本教圖株式會社	世田ヶ谷區玉川等々力三ノ一六七六	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教育新聞社	麹町區北五番丁三七	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教育新聞社	豐島區要町二ノ三	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教育新聞社	大森區調布鶴ノ木三七赤坂方	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教育新聞社	豐谷區千駄ヶ谷四ノセ四(赤坂六三)	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教圖東京營業所	板橋區板橋町三ノ二五三浦忠三郎方	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七
日本教圖東京營業所	日本教圖東京營業所	日本醫學出版社	新湯市東中通リ一一番町三七

發行所一覽

六



發行所一覽

卷六

日本冷凍協會  
日本歷史社  
日本技術員學會  
日本勞動通信社  
京橋區銀座西三ノ一建築會館內  
中野區昭和通三ノ四六(中野二六八三)  
京都市左京區京都帝大醫學部附屬  
醫院理學的診療教室內  
京橋區銀座西二ノ三

農業技術協會  
農業振興會  
農業新報社  
農業團體經營研究會  
農業土木學會

瀧野川區西ヶ原町三(駒込三丁目)  
麴町區丸ノ内三ノ一  
麻布區新堀町七  
神田區三崎町一ノ四(神田三丸)  
麴町區有樂町農林省開拓局開墾課内

ニユースクラム社  
ニユーストス社  
ニユートピック社  
ニユーフレンス  
静岡市七間町一ノ三  
旭川市六條通ヘノ右一號(旭川三四二)  
神田區西神田二ノ二(九段三二三)  
麺町區有樂町二ノ三邦樂座内(丸ノ内一セ〇三)  
世田ヶ谷區北澤二ノ三五(世田ヶ谷四〇三五)  
神田區神保町二ノ二(九段三四)

# 農業技術協會 農業振興會 農業團體經營研究會 農業新報社 農業土木學會 農業の日本社 農業評論社 農工協力中央會 農山漁村文化協會 農事電化協會

瀧野川區西ヶ原町三(駒込三丁目)  
麹町區丸ノ内三ノ一  
麻布區新堀町七  
神田區三崎町一ノ四(神田三丸)  
麹町區有樂町農林省開拓局開墾課內  
大森區雪ヶ谷町三  
松江市灘町八  
神田區駿河臺三ノ五  
神田區一ツ橋一ノ三  
日本橋區室町一ノ七三越内  
神田區三崎町一ノ二

農能 家 の 友	社 社	寧 樂 歡	又 シ ネ	社 社
神田區神保町一ノ三元(神田二五九)	根羽青年團文化部	芝區田村町五ノ二三林土地管理事務所内	京都市上京區小山堀池町一五	麴町區丸ノ内丸ビル六三號
奈良縣生駒郡生駒町俵口七	根羽圖書館	愛知縣豐川市中久保町高見五三		
	燃料及燃燒會社	長野縣下伊那郡根羽村		
	大阪市天王寺區北山町二	大阪市天王寺區北山町二		
	川口市壽町燃料研究所内	川口市壽町燃料研究所内		

瀧野川區西ヶ原町三(駒込二五)  
麴町區丸ノ内三ノ一  
麻布區新堀町七  
神田區三崎町一ノ四(神田三九〇)  
麴町區有樂町農林省開拓局開墾課內  
大森區雪ヶ谷町三七三  
松江市灘町八七  
神田區駿河臺三ノ五  
神田區一ツ橋一ノ三  
日本橋區室町一ノ七三越内  
神田區三崎町一ノ二  
福島縣大沼郡高田町法幢寺東三六五五  
大森區雪ヶ谷町三七三  
世田谷區玉川等々力町三ノ七三  
京橋區銀座西六ノ一  
赤坂區新坂町六(赤坂三三五)  
石川縣輪島町字河井町一五部一三ノ五  
瀧野川區西ヶ原町二(王子三五二)  
日本橋區兜町一ノ一  
神田區駿河臺一ノ五互樂莊(神田三二五)  
栃木縣足尾松原安藤方  
品川區南品川五ノ一三 齋藤方  
埼玉縣比奈郡大岡村大字岡

發行所一覽

光比美緋表病平比肥前高田市  
文化企短書衣國書新報  
會房社院社房社院社房社會  
埼玉縣松山町三〇  
世田ヶ谷區新町二ノ二八七  
牛込區余丁町四(淀橋六五)  
北海道余市町大字濱中町五  
麴町區有樂町一ノ四(銀座六四三九)  
佐賀市赤松町北堀端三五  
横濱市南北區中山町二一九(川和一五)  
日立市助川腰ノ塚二ノ四  
大阪市浪速區日本橋筋三ノ四五  
日田市三和清水町三  
本鄉區向ヶ岡彌生町(小石川三七五)  
板橋區石神井南田中野五三(石神井四〇)  
京橋區銀座西ハノ三ノ三  
神田區駿河台三ノ九  
神田區神保町三ノ三(神田四三九)  
姫路市威德寺町三  
京都市下京區堀川通花屋町角  
神戶市須磨區若宮町二ノ一  
王子區赤羽五ノ二六三  
葛飾區小菅町三一  
都下北多摩郡三鷹町井の頭四三  
小石川區丸山町六(大塚丸八)  
麵町區大手町ニノ二野村ビル三〇三號室  
光社内(丸ノ内二九七)

ビ ル マ 協 會  
弘 前 女 子 厚 生 學 院 綠 風 會 出 版 部  
備 後 輿 論 社

婦人新聞出版部 札幌市北七條西五丁目  
人政治問題研究所 日本橋區本町四ノ一(日本橋四〇九)  
人と生活社 神田區小川町三ノ一  
人農藝社 豊島區雜司ヶ谷町六ノ二四  
文化友社 杉並區今井町一八五  
施實業協會 布施市荒川一ノ三元  
桑社 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
桑社 豊島區雜司ヶ谷町六ノ二四  
形見葉業桑書會 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
文文書書會 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
書書會 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
房院閣會 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
房院閣會 世田ヶ谷區喜多見町二五(砧三)  
中野區野方町二ノ一六五  
王子區稻付町一ノ二一(赤羽二三六)  
下谷區南稻荷町五(下谷八三五)  
神田區淡路町一ノ一元  
神田區神保町二ノ二  
本鄉區湯島三組町八三  
下谷區上野櫻木町四  
神田區神保町一ノ二(神田五〇三)  
大阪府泉州北郡高石町羽衣九六(濱寺二八)  
神田區西神田二ノ五(神田四七一)  
日本橋區通三ノ一  
尼ヶ崎市北難波三〇〇  
福岡縣小竹町  
埼玉縣北埼玉郡下忍村大字下忍  
北多摩郡武藏野町吉祥寺二〇九  
(吉祥寺三三七)  
ふるさと社  
古部落  
河目  
開業  
放業  
機株  
式關  
社所會紙堂社會社館院房房閣會  
ふふふふふふふふふふ  
ふふふふふふふふふふ  
ふふふふふふふふふふ  
フフレンド社出版部  
フレンド社出版部  
フレンドブック社  
フレンドブック社  
神田區神保町三ノ二元  
京橋區江戸橋マノ四(日本橋三〇九)  
京橋區木挽町一ノ一(京橋七三七)  
板橋區上板橋町三ノ三元  
板橋區上板橋町三ノ三元  
發行所一覽



發行所一覽

卷二

九善出版株式會社  
(京橋區京橋三ノ八第一生命京橋分館內)

丸山ビル週報社  
（京橋區京橋三ノ九ビル三〇六區（丸ノ内二六七））

神田區神保町三ノ五  
（神田區錦町三ノ六（神田三七））

神田區神保町三ノ五  
（神田區錦町三ノ六（神田三七））

赤坂區青山南町三ノ六  
（赤坂區青山南町三ノ六（神田三七））

牛込區南榎町四ノ八（牛込二〇八）  
（牛込區南榎町四ノ八（牛込二〇八））

豊中市麻田三四六  
（牛込區南榎町四ノ八（牛込二〇八））

四谷區番衆町三  
（牛込區南榎町四ノ八（牛込二〇八））

牛込區南榎町四（牛込二〇八）  
（牛込區南榎町四（牛込二〇八））

牛込區南榎町四（牛込二〇八）  
（牛込區南榎町四（牛込二〇八））

日本橋區吳服橋二ノ五春秋社ビル内  
（日本橋區吳服橋二ノ五春秋社ビル内）

神田區淡路町一ノ元（神田一九〇）  
（神田區淡路町一ノ元（神田一九〇））

船橋市東八丁二九  
（船橋市東八丁二九）

本鄉區曙町三  
（本鄉區曙町三）

牛込區余丁町西（淀橋八六五）  
（牛込區余丁町西（淀橋八六五））

橫濱市中區本牧元町三七  
（横濱市中區本牧元町三七）

小石川區北甘樂郡下仁田町川井四  
（小石川區北甘樂郡下仁田町川井四）

群馬縣北甘樂郡下仁田町川井四  
（群馬縣北甘樂郡下仁田町川井四）

長野縣南佐久郡平賀村新町  
（長野縣南佐久郡平賀村新町）

杉並區久我山三ノ二八  
（杉並區久我山三ノ二八）

牛込區矢來町九（牛込二九）  
（牛込區矢來町九（牛込二九））

杉並區天沼一ノ三八  
（杉並區天沼一ノ三八）

鹿兒島市山下町圖書館內  
（鹿兒島市山下町圖書館內）

福岡市中名交駅  
（福岡市中名交駅）

福岡市住吉九五（東一九八）  
（福岡市住吉九五（東一九八））

澁谷區代々木初台五三五  
（澁谷區代々木初台五三五）

王子區東十條五ノ一六  
（王子區東十條五ノ一六）

宮崎市橋通り三千代田生命ビル  
（宮崎市橋通り三千代田生命ビル）

小石川區大塚坂下町一空  
（小石川區大塚坂下町一空）

北多摩郡三鷹町下連雀三九  
（北多摩郡三鷹町下連雀三九）

神田區駿河臺三ノ一（神田三三三）  
（神田區駿河臺三ノ一（神田三三三））

松江市朝日町四四ノ一  
（松江市朝日町四四ノ一）

京橋區銀座西ノ三（銀座二〇一）  
（京橋區銀座西ノ三（銀座二〇一））

王子區稻付西町二ノ二六  
（王子區稻付西町二ノ二六）

民主主義科學生協會  
（民主主義科學生協會）

民主主義教育研究會  
（民主主義教育研究會）

民主主義建設計社  
（民主主義建設計社）

民主主義青年會  
（民主主義青年會）

著星社發行所  
（著星社發行所）

品川區西大崎一ノ三三（大崎四五）  
（品川區西大崎一ノ三三（大崎四五））

神田區神保町一ノ三（神田三五）  
（神田區神保町一ノ三（神田三五））

名古屋市東區山口町一五  
（名古屋市東區山口町一五）

京橋區丸ノ内三ノ三九ビル八七六區  
（京橋區丸ノ内三ノ三九ビル八七六區）

大阪市東區谷町五九  
（大阪市東區谷町五九）

京橋區築地二ノ八  
（京橋區築地二ノ八）

秋田縣本莊町中町二  
（秋田縣本莊町中町二）

京都市下京區堀川通花屋町下ル  
（京都市下京區堀川通花屋町下ル）

京橋區築地二ノ八  
（京橋區築地二ノ八）

神田區神保町一ノ三五  
（神田區神保町一ノ三五）

神奈川縣大船局區北鎌倉東慶寺山  
（神奈川縣大船局區北鎌倉東慶寺山）

神奈川縣大船局區北鎌倉東慶寺山  
（神奈川縣大船局區北鎌倉東慶寺山）

板橋區板橋町四ノ一四〇  
（板橋區板橋町四ノ一四〇）

淀橋區戸塚町一ノ五六（九段三三七）  
（淀橋區戸塚町一ノ五六（九段三三七））

下谷區入谷町三三一  
（下谷區入谷町三三一）

神田區西神田二ノ三一  
（神田區西神田二ノ三一）

麹町區代官町國際文化會館內  
（麹町區代官町國際文化會館內）

麹町區有樂町一ノ二（丸ノ内三三二）  
（麹町區有樂町一ノ二（丸ノ内三三二））

牛込區幸町二ノ三幸ビル（銀座七三〇八）  
（牛込區幸町二ノ三幸ビル（銀座七三〇八））

牛込區幸町二ノ三幸（九段三三七）  
（牛込區幸町二ノ三幸（九段三三七））

牛込區幸町二ノ三幸（九段一七九）  
（牛込區幸町二ノ三幸（九段一七九））

發行所一覽

六五

瑞穂出版社  
（瑞穂出版社）

瑞穂出版社  
（瑞穂出版社



發行所一覽

洋用  
瑤  
洋力  
社  
溢谷區代々木上原町二一八六  
大阪市南區東賀町元(南一五五)  
神田區神保町二ノ四  
奈良縣山邊郡丹波市町大字川原城  
横濱市立經濟專門學校  
横濱經濟研究所  
横濱總記學校出版部  
房  
神奈川縣相模原町座間入谷  
下谷區上野櫻木町三(下谷一五八)  
麴町區有樂町一ノ三(丸ノ内五五二)  
豊島區西巢鴨四ノ三〇(大塚三五七)  
神田區猿京町一ノ四駿臺アパート内  
京橋區銀座西六ノ五御幸ビル三十四號  
金澤市武藏ヶ辻田寺ビル  
大森區田園調布二ノ六九  
麴町區有樂町二ノ四產業經濟社ビル

樂 落 葉 友  
蘭 ラヂオと模型書林社  
力 行 世 界 書房  
理 工 學 研究所  
工學出版株式會社  
理工圖書株式會社  
神田區旅籠町三ノ六(下谷八〇八)  
京橋區銀座七ノ二日管内  
世田ヶ谷區東玉川七一  
金澤市賢町五  
横須賀市逸見町三三

勞動科學研究所	蒲田區下丸子三一
屬勞組合同盟關東金	世田谷區祖師ヶ谷町二ノ二三六
屬勞組三菱重工業支	麹町區霞ヶ關一ノ四文部省構内
部勞働新聞發行所	品川區高濱町二〇
勞働政策評論社	神田區須田町一ノ一大地下鐵ビル六階
農書房	京橋區湊町一ノ八
勞農新聞社	神田區小川町三ノ三
朗漫閣出版社	神田區神保町一ノ五(神田一三七)
勞務行政研究所	麹町區內幸町一ノ二大阪ビル
六花書房	本鄉區駒込西片町二〇ほノ二〇號
六興出版部	日本橋區蛎殼町一ノ三

發行所一覽

理立教大學史學研究室  
立正學園龍王文庫室  
正大學學友會社  
品川區大井庚塚町四六番地(大森三三七)  
豐島區池袋三立教大學內  
荏原區西中延三丁目(荏原二七九)  
豐島區高松一ノヘ  
品川區東大崎四ノ一  
板橋區小豆澤町二ノ二太田方(赤羽二〇〇)  
向島區寺島町一ノ一(西澤方)  
麴町區富士見町二ノ一  
麻布區飯倉町六ノ一(赤坂九三六)  
川崎市新丸子七三  
熊本市大江町大江七元  
本鄉區本鄉二ノ二(小石川四八〇)  
杉並區上荻窪二ノヘ(金澤方)  
瀧野川區西ヶ原町二〇三  
杉並區下高井戸四ノ一〇五  
小石川區大和町一三(小石川一〇三五)  
高知縣長岡郡稻生村  
杉並區下井草町八  
市川市國分三三三  
神田區神保町三ノ一七(九段二七九)  
小石川區原町一三(大塚八〇)  
板橋區下石神井二ノ一至二(石神井二二)  
麴町區霞ヶ關三ノ三(ダイヤモンドビル内)  
京都市右京區花園妙心寺町

六 甲 發 行 所 兵庫縣平福町平福五光明寺内  
六 人 社 杉並區阿佐ヶ谷五ノ一(荻窪三五五)  
六 大 新 報 社 京都市下京區猪熊八條上ル戒光寺町  
六 都 書 店 (下三六二六)  
六 口 ゴ 大森區北千束町五四  
六 部 ス 麻町區代官町一國際文化會館内

若和芝會本部  
和賀新會社  
和敬吟書店  
和早稻田ガーディアン  
和早稻田商科同攻會  
和早稻田大學校友會  
和早稻田政治經濟學會  
和早稻田大學出版部  
和早稻田大學新聞會  
和早稻田大學人文科學研究所  
和早稻田大學文學部國文學會  
和早稻田文學社  
和早稻田文學社房  
和淀橋區戶塚町一ノ六  
和淀橋區戶塚町一ノ七  
和淀橋區戶塚町一ノ八  
和牛込區若松町一  
和神田區小川町二ノ二  
〔歌字〕

## 印刷所名簿

六九

## 京東印刷所

同盟通信社 飯田町二ノ二  
内幸町一ノ二(銀座三五四)

興國印刷株式會社 平版  
鎌倉町四

坂口印刷所 平版  
西神田三ノ九

備考 本調査は昭和二十一年四月一日現在印刷業者より掲載



印刷所名簿

六三

勢閑堂印刷株式會社「活版」

大塚坂下町八(大塚五至八)

第二常盤印刷「活版」

初音町五

日新印刷株式會社「活版」

大塚町二至五(大塚二至五)

有限會社九正商店「活版」

西青柳町八

本鄉區

精山堂印刷所「平版」

菊坂町元

速成堂「活版」

本郷六ノ一

風流堂印刷所「活版」

根津片町五宗村謙太郎方

牛込區

研究社印刷所「活版」

神樂町二ノ二

新生舍「活版」

市ヶ谷本町六

大日本印刷株式會社「活版」

市谷加賀町一ノ三(九段三至七)

四谷區

菅原商店「活版」

西久保櫻川町五(芝四至七)

渡部有限公司「活版」

西久保巴町四

大森區

協託會「活版」

新井宿二ノ二

大羊社「活版」

調布嶺町三ノ五(田園調布元六)

昭金興社「活版」

北千束町七(荏原四至六)

杉原印刷所「活版」

堤方町九三(大森二至六)

土屋印刷所「活版」

上池上町八至

東京グラビヤ印刷合資會社「グラビヤ」

新井宿六ノ三

邦英社印刷所「活版」

久ヶ原四(池上二至四)

藤井印刷所「活版」

入新井四ノ八(大森七至九)

ミカド印刷所「活版」

馬込町東二ノ八九

品川區

一步堂印刷所「活版」

印刷所名簿

大京町元ノ一(四谷二至八)

降旗美術寫眞製版印刷所「活版」

西久保巴町哭

八絃印刷製本工業株式會社「活版」

荒木町四ノ四(四谷三至三)

合同印刷株式會社「活版」

田村町二ノ六(銀座二至三)

芝區

朝日印刷營業所「活版」

新橋七ノ二

青山印刷所「活版」

西久保巴町元(芝三至二)

沖電氣株式會社「活版」

加藤印刷所「活版」

笠井出版社「活版」

金星社印刷所「活版」

田村町五ノ五(芝四至九)

慶應義塾「活版」

三田二ノ二(三田一充)

敬文社「活版」

西久保櫻川町七

工藤印刷所「活版」

白金志田町毫

共榮印刷所「活版」

田村町五ノ二(芝四至九)

金星社印刷所「活版」

伊皿子町元

田村町五ノ五(芝四至三)

鈴木印刷工業株式會社「活版」

田村町五ノ二(芝三至七)

新陽社印刷所「活版」

田村町五ノ二(芝三至七)

鶴田紙器印刷株式會社「活版」

西久保櫻川町三

東京不動產通信社「活版」

南佐久間町一ノ五(芝三至九)

精華堂印刷所「活版」

巴町元(芝三至九)

新陽社印刷所「活版」

田村町五ノ二(芝三至九)

鶴田紙器印刷株式會社「活版」

西久保櫻川町二

東京ブロセス社「活版」

田村町六ノ一(芝三至七)

精華堂印刷所「活版」

南佐久間町一ノ三(芝三至三)

東京法令印刷株式會社「活版」

印刷所名簿

六四

同 盟 印 刷 「二長町一」

日本印刷株式會社「平版」

車坂町呉(下谷六七五)

山口乗車券印刷所「活版」

竹町二〇三(下谷九九)

兩 山 堂「平版」

上野公園一  
池之端七軒町二

淺 草 區

協和紙製品工業株式會社第四工場「活版」

小島町一ノ三

三 勇 舍「平版」

藏前三ノ七

清 水 印 刷 所「平版」

鳥越一ノ三(淺草六七三)

新興印刷株式會社「活版」

向柳原二ノ一

清 光 堂「シール」

向柳原三ノ三

東 神 堂「活版」

柳原町一ノ八

日 野 印 刷 所「シール」

鳥越一ノ五

馬 場 印 刷 所「活版」

芝崎町二

三菱名刺製造所「名刺」

向柳原三ノ一

深 川 區

工 藝 印 刷 所「活版」

佐賀町二ノ二(深川二〇七)

千歳印刷株式會社「活版」

清澄町三ノ六(本所三三六)

東京今井印刷株式會社「活版」

佐賀町一ノ二(深川四一)

深 川 印 刷 所「活版」

清澄町三ノ六(本所三三六)

本 所 區

小野印刷株式會社「活版」

金谷印刷所「平版」

齊藤印刷所「活版」

齋橋三ノ三(墨田毛〇)

江戸川區

城東印刷株式會社「活版・平版」

花田印刷所「活版」

大島印刷所「平版」

平山秀山堂「シール」

岩 尾 印 刷 所「活版」

岩尾印刷所「活版」

北 斗 社 印 刷 所「活版・平版」

九 庄 印 刷 所「活版」

江戸川區

大島印刷所「平版」

花田印刷所「活版」

平山秀山堂「シール」

荒 川 區

岩 尾 印 刷 所「活版」

南千住町アノ九

北 斗 社 印 刷 所「活版・平版」

花田印刷所「活版」

大島印刷所「平版」

花田印刷所「活版」

不動印刷合資會社「活版」

寺島町一ノ一(墨田毛〇)

吾 嫦 堂 印 刷 所「活版」

吾嬬町東一ノ二(墨田毛〇)

文 賦 堂 印 刷 所「活版」

寺島町三ノ四

依 田 印 刷 所「活版」

吾嬬町西四ノ一

王 子 區

王子印刷有限會社「活版」

加 藤 印 刷 所「活版」

岩淵町一ノ九(赤羽三五七)

鈴 木 印 刷 所「活版」

中十條三ノ一(王子三三三)

凸版印刷株式會社「活版・平版」

たかの印刷所「平版」

日本力行會印刷所「活版」

岸町一ノ九

ミ カ ド 印 刷 所「活版」

小竹町二六二(練馬三三四)

志村町三

愛 文 社 印 刷 所「活版」

印刷所名簿

六三

西小松川二ノ一〇八五

足 立 區

一 幸 舍 印 刷 所「活版」

千住ニノ五(足立三三八)

巧 文 社 織田印刷所「活版」

千住大川町吾城北產業株式會社内

近藤シオリズグ「シール」

柳原町二三

永 野 印 刷 所「活版」

千住ニノ九(足立三三二)

西入セルロイド印刷工場「活版」

保木間町六七七

北 斗 社 印 刷 所「活版・平版」

千住仲町九

九 庄 印 刷 所「活版」

千住四ノ六(足立三三二)

大 島 印 刷 所「平版」

南千住町アノ九

盛 文 堂 印 刷 所「活版」

日暮里町セノ六四

塚 田 印 刷 所「活版」

南千住町三ノ三八(淺草三三八)

勝 山 印 刷 所「活版」

戸塚町ノ毛三

軍事工業印刷株式會社「平版」

上落合一ノ九

文 珠 堂 高 松 印 刷 所「活版」

神谷町一ノ三(赤羽三三九)

美 光 堂 印 刷 所「活版」

王子町二〇〇(王子三三三)

伊 藤 印 刷 所「活版」

柏木ノノ毛三

勝 山 印 刷 所「活版」

東大久保二ノ三八(四谷七三二)

加 藤 印 刷 所「活版」

柏木ノノ毛三

軍事工業印刷株式會社「平版」

下落合一ノ二(落合長崎四〇四)

小 西 六 寛 真 工 業 株 式 會 社 淀 橋 工 場「活版」

下落合二ノ二(落合長崎四〇四)

獅 子 吻 園 印 刷 所「活版」

西落合二ノ三(西落合長崎三三三)

祖 谷 印 刷 所「活版」

下落合二ノ二(落合長崎四〇四)

福 進 舍 印 刷 所「活版」

西落合二ノ二(落合長崎四〇四)

堺 内 印 刷 所「活版」

戸塚町四ノ八三

二 葉 印 刷 所「平版」

稻付町一ノ三八(赤羽三三八)

石 嶺 印 刷 工 場「活版」

石嶺印刷工場「活版」

印刷所名簿

六六

菊光堂 文化印刷社〔活版〕

新宿町三ノ三九三

下小松町〔三九〕

瀧ノ川區

原色版印刷社〔活版〕

上中里町〔五〕

光陽社印刷所〔活版〕

瀧ノ川町〔七〕

昇文堂〔平版〕

瀧野川町八毛〔王子三六三〕

菅野郡山堂〔活版〕

上中里町〔五〕(駒込〔六六〕)

大洋社印刷所〔活版〕

瀧野川町八毛〔王子三六三〕

柏榮社印刷所〔活版〕

瀧野川町八毛〔王子三六三〕

一誠社印刷所〔平版〕

高田南町三ノ七三

學園印刷所〔活版〕

西巢鴨四ノ三〇〔大塚〔六一八〕〕

櫻井興業合名會社〔名刺〕

西巢鴨四ノ五〇〔大塚〔六一〕〕

大正製藥所〔活版〕

高田南町三ノ七四

疊島區

一誠社印刷所〔平版〕

高田南町三ノ七三

柏榮社印刷所〔活版〕

瀧野川町八毛〔王子三六三〕

石森印刷所〔平版〕

和田本町六三〔中野三四九〕

伊藤印刷工場〔活版〕

本町通五ノ二〔中野五六七〕

エーピー・シ・一社〔グラビヤ〕

本町通一ノ一至〔中野五六七〕

太陽堂印刷所〔活版〕

橋場町四〔中野五六七〕

單式印刷株式會社〔平版〕

野方町三ノ二五五〔中野五六四〕

アルト印刷所〔活版〕

上荻窪三ノ二六〔荻窪四五五〕

市村印刷所〔活版〕

和田東町六三〔中野五六五〕

協榮印刷所〔活版〕

新宿町三ノ二九三〔中野五六五〕

印刷所名簿

東洋堂印刷所〔活版〕

高松町一ノ一四

中教平版印刷所〔平版〕

高田南町三ノ七九〇

平版印刷株式會社〔平版〕

高田南町三ノ七九三

若林末廣堂〔活版・平版〕

池袋八ノ二六一

龍野印刷所〔活版〕

蓮沼町五〔蒲田西一四〕

早美堂印刷所〔活版〕

本蒲田三ノ一七〔蒲田四〇七〕

大塚榮光社〔活版〕

荏原三ノ一毛〔荏原三〇九〕

彰光堂印刷所〔活版〕

小山四ノ二三

清水印刷所〔活版〕

西戸越元元〔荏原四四七〕

大塚榮光社〔活版〕

荏原三ノ一毛〔荏原三〇九〕

清友社〔活版〕

東中延三ノ四八〔荏原三〇五〕

下目黒四ノ一〇五〔大崎四八九〕

相原印刷所〔活版〕

穏田一ノ二三〔青山三五六〕

石川印刷製本所〔活版〕

代々木富谷町一四七〔澁谷二五七〕

眞興社〔活版〕

鷺谷町四〔澁谷二五七〕

三五堂印刷所〔活版〕

八幡通三ノ一五〔澁谷三七八〕

渡邊印刷所〔活版〕

中目黒三ノ二五〔大崎三六九〕

自由ヶ丘英〔荏原一三五〕

澁谷區

中越印刷東京工場〔活版〕

上目黒三ノ一九〇〔澁谷一〇三〕

日新印刷所〔活版〕

高田南町三ノ七九三

渡邊印刷所〔活版〕

自由ヶ丘英〔荏原一三五〕

中越印刷東京工場〔活版〕

上目黒三ノ一九〇〔澁谷一〇三〕

相原印刷所〔活版〕

穏田一ノ二三〔青山三五六〕

石川印刷製本所〔活版〕

代々木富谷町一四七〔澁谷二五七〕

中越印刷東京工場〔活版〕

上目黒三ノ一九〇〔澁谷一〇三〕

日新印刷所〔活版〕

高田南町三ノ七九三

渡邊印刷所〔活版〕

自由ヶ丘英〔荏原一三五〕

中越印刷東京工場〔活版〕

高田南町三ノ七九三

渡邊印刷所〔活版〕

高田南町三ノ七九三

中越印刷東京工場〔活版〕

高田南町三ノ七九三

中越印刷東京工場〔活版〕

高田南町三ノ七九三

中越印刷東京工場〔活版〕

高田南町三ノ七九三



高永 永瀬 佐佐 有昭 肥山 佐白 金岡 大稻 和宮 水林  
上喜 由喜 伸仲 之内 守本 所區  
吉郎 雄三 嶋川 川和 田常 野藤 綱繁 利次 次郎 千歲 千歲  
丸駒 丸山 滝島 田守 伸弘 由喜 伸喜 伸弘 伸喜  
山神山 二ノ元町 二ノ元町 二ノ元町 二ノ元町 二ノ元町 二ノ元町  
山町 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三  
片東 東兩國 三ノ二  
湯島 二ノ五 二ノ五 二ノ五 二ノ五 二ノ五 二ノ五 二ノ五  
兩門 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三  
町四 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三 三ノ三

本  
編  
四

若山高末島 口村廣村  
島口太貞四綾 千早町二ノ九  
大稻深川區 池袋八ノ三六一  
藤昇茂啟次 佐賀町一ノ二  
謂葉茂三 佐新大橋一ノ一ノ二  
澤廣二郎 博郎八三  
馬謙四 長盤町一ノ二  
西但向島區 常盤町一ノ二  
崎田木王區 新大橋一ノ四  
榮真子區 吾嬬町西四ノ一〇六  
作明彰二郎 吾嬬町一ノ三  
板橋區 尾久町六ノ七  
志村町志村町七  
板橋町二ノ二四八四  
志村町二ノ五九  
小豆澤町小豆澤町二  
松廣永株凸武 本原橋  
長會印次 郎社刷郎 郎然  
太太湛志村町  
郎然志村町  
志村町  
板橋町二ノ二四八四  
板橋町二ノ五九  
小豆澤町小豆澤町二

雪川

廣中關下下忍澤佐齋江石有	野伴坂田武武關關鈴鈴小江五	橫弓
瀬村口手田田海々藤藤破明	上野東中內市井貞木木野口十嵐彌太郎	田龍
眞一庄昇彌周次菊木張	音賢正善梅正龜太太藤太太	銀家
一庄昇彌周次辰榮侃太六下	三次昇二郎一郎治吉夫治守吉郎郎七郎草郎	太益
郎治之生作郎男猛治市郎司谷	郎治吉夫治守吉郎郎七郎草郎	郎雄
南稻荷町竹練下永竹町御下車坂	區	春日町三ノ三
町坂坂町二二三四	下車坂五六	新福井町五
一ノ二	一ノ三四	柳原二ノ一
二ノ五	二ノ四	向新福井町四
六	七	小島町一ノ二
九	九	鳥越二ノ六
七	七	鳥越二ノ七
二	二	光月町一ノ二號
七	七	鳥越二ノ三
七	七	小島町二ノ九
七	七	鳥越二ノ一
七	七	新瀧川寺町三
七	七	小島町二ノ七
七	七	瀧川寺町三
七	七	春日町三ノ四

和山	山葵	菊池	大青苔	和毛宮	千株實	古小宮	會大池	吉宮	南松	船深
田	田	高輪川	田島	野木	名房	由利尾	代田	式教	藪原川	日本印
吉	小啓	久龍幸	次	久昌圭	芝	義伸	安五	會製	爲正安	刷株
藏	作三	治吉	司郎	一治	次	高夫	雄郎	社本	一一重	社式雄
西	南佐	白金	志田	町	今入町	柳町	柳町	市ヶ谷	加賀町	竹町
三	佐久	久保	町	西久保	八	榎町	四	町	一ノ二	三
田	久間	町	町	新櫻田	南佐久間町	築地町	一ノ二	鶴卷町	一ノ二	御徒町
四	國	久間	町	町	町	町	九	町	一ノ三	二六
巴	久保	町	町	西久保	町	新田	一ノ二	柳町	一ノ二	下町
町	町	町	町	町	町	町	八	町	一ノ一	二五
豐	久保	巴	町	町	町	町	八	町	一ノ一	五

月刊短歌雑誌（價拾圓<sub>丁</sub>八〇錢）

# 解放雜誌月刊 自由日本

學習雜誌月刊 まなびの友

やさしいローマ字讀本

發行所 **自由日本社**

發行所

**自由日本社**

社長 高井秀豊  
主幹 園部嘉次郎

本社 金澤市片町五十六番地

支社 大阪市阿倍野區天王寺町三三四九  
高岡市關原本町三五

電話 五七五・一九八六番

<b>楓</b> 主幹 高田浪吉 編輯 竹尾忠吉 委員 村田利明 父赤彦 近代の名歌 浪吉歌話 載	會費年百貳拾圓 半年六拾圓 入會金五圓 久保田夏樹 高田浪吉
<b>檜</b> 高田浪吉著 歌集 村田利明著 歌集 竹尾忠吉著 歌集 高田浪吉編著 松倉吉米（近刊）	檜 長文連 戰爭責任覺え書 武者小路實篤友 情 貴司山治樂園追放 土師清二拳骨和尙 長谷川伸馬鹿安 村松梢風思ひ出の上海 濱本浩土佐のカルメン 長谷川伸明治の鼠 電話三田(45)三八四・一六八四 振替東京一五二〇八一
<b>楓</b> 高田浪吉著 歌集 村田利明著 歌集 竹尾忠吉著 歌集 高田浪吉編著 松倉吉米（近刊）	檜 長文連 戰爭責任覺え書 武者小路實篤友 情 貴司山治樂園追放 土師清二拳骨和尙 長谷川伸馬鹿安 村松梢風思ひ出の上海 濱本浩土佐のカルメン 長谷川伸明治の鼠 電話三田(45)三八四・一六八四 振替東京一五二〇八一

## 丹波書林

東京都千代田區神田  
神保町一ノ四六

### 萬葉の傳統

小田切秀雄著 B6・一七八頁 價二〇圓<sub>丁</sub>四圓

### 伊豆公夫著 天皇制の歴史

B6・一七〇頁 價十二圓<sub>丁</sub>二圓

### 永積安明著 封建制下の文學

B6・八六頁 價一〇圓<sub>丁</sub>四圓

### 西郷信綱著 貴族文學としての萬葉

B6・未定 價二五圓<sub>丁</sub>四圓

### 柳原美文著 近代國文學研究史

B6・一二〇頁 價一〇〇頁

### 伊藤至郎著 數學と辯證法

B6・未定 價一五圓<sub>丁</sub>四圓

江戸時代の學者  
少年少女諸君の好讀物

民主主義科  
學者協會編輯  
送別一〇〇〇〇

## 月歴史評論

小田切秀雄著  
夜明けのために

月歴史評論  
民主主義科  
學者協會編輯  
送別一〇〇〇〇

江戸時代の學者  
少年少女諸君の好讀物

小田切秀雄著  
夜明けのために

技術者もファンも必讀の月刊ラジオ技術雑誌

# 月刊ラジオ科學

權威あつて平易。日本一安い技術雑誌！

ラジオを語らぬ者は時代に遅れ、「ラジオ科學」を讀まぬ者は技術に遅れる。新しい知識を提供し、權威ある製作記事を満載する本誌は、他誌の追隨を絶対に斥けて、斷然技術界にトップを切つてゐる。

定價一部八圓送料五十錢

東京都麹町區有樂町一ノ三  
電氣俱樂部ビル

發行所 ラジオ科學社

下記のほか各種書籍出版

東京都文京區音羽町3の19

新刊 刊 特長

◎既刊書は何れも好評、重版！

◎携帶の利便と、讀者の負擔を考え手軽に本とした。

◎始めて讀む人のために、權威者の造詣ふかい解説を附した。

新刊 刊 物名物語作談物 動物語

菊池 富著 宇野浩二著 正岡子規著 (このほか、續刊)

父歸る (附)子の來歴 爻野の夢 (現代劇名作選)

解説・片岡良一 解説・藤川忠治

魔法のや壺 (このほか、續刊) 桜木二十五回

解説・青野季吉

解説・鈴木二十三回

解説・村上二十回

解説・吉行七回

日本文學選

六四

新刊 刊 特長

◎明治大正昭和の代表作を網羅する

◎從來の削除部分及伏字を生かして、完定本とした。

◎始めて讀む人のために、權威者の造詣ふかい解説を附した。

新刊 刊 物名物語作談物 動物語

菊池 富著 宇野浩二著 正岡子規著 (このほか、續刊)

父歸る (附)子の來歴 爻野の夢 (現代劇名作選)

解説・片岡良一 解説・藤川忠治

魔法のや壺 (このほか、續刊) 桜木二十五回

解説・青野季吉

解説・鈴木二十三回

解説・村上二十回

解説・吉行七回

日本文學選

## アマチュア・カメラ文庫

あの手・この手 線と影の會編  
定價 ￥25.00

## 寫眞處方集

西村 和逸編  
定價 ￥20.00

斯界のエキスパートを動員して續々と世に贈る實際的な活用價值100%の寶典。全アマチュア久しく待望のカメラハンドブック。

東京都千代田區神田  
神保町一丁目二五

鳩に書院 振替東京一〇〇二〇二番  
電話 神田 一六七一番

故大崎熊雄八段著

## 詰將棋皆傳

(定價25.00・送料1.20)

棋界の異色的存在として世にその駭名を馳せる著者が、匣底深く秘せられし遺稿の公開。

瀬越憲作八段著

## 詰碁讀本

(定價25.00・送料1.20)

碁力の伸張は一つにかつて詰碁研究の如何にある。棋界の元老が初心者に説く懇切な指導書。

修新

解明

中

國

話

(法政大學教授)

## 中國語文法

(高木 宣著)

(法政大學教授)

(B6判・定價二十五・〇〇)

中

國

話

(法政大學教授)

中國語の音素の發音法を註音符號を基底として懇切に解説、會話用語を記憶し、語法の大要も習得出来るやう巧妙老練な手法を以て編まれた初級用中國語教科書の白眉。

電振東京・神田・神保町一ノ二五  
一一〇〇二〇二番

三餘書院 (ポケット判・定價三五・〇〇)

雜誌翻譯  
 雜誌綜合  
 婦人雜誌  
 雜誌藝文  
 人  
 社  
 婦人  
 文庫  
 會間  
 ヨーロッパ  
 株式會社  
 鎌倉文庫  
 中央區日本橋茅場町一ノ廿  
 電話茅場町(66)六二三四番

新農機具工業新聞(週刊)  
 興農機具業界の専門新聞  
 購讀料 一年百二十六圓 半年六十三圓  
 東京都北區王子中十條三ノ二二  
 發行所  
 新農林社

新農機具工業新聞(月刊)  
 農機械化農業  
 解圖  
 農機具入門  
 「二瓶貞一著」農具の使ひ方修理の方法等農具使用上の最高級の知識を圖解に依り初心者にも理解出来る様に執筆  
 購讀料 一年百九十二圓  
 諸定定價 百二十圓

## 日立の印刷機械

四六半截停止圓筒式

凸版印刷機

菊全版二回轉式

凸版印刷機

東京日立製作所大森

(大森局私書函第十號)

## 新日本技術産業

毎月一回發行 會員並ニ購讀者ニ限り頒布

主內容

(一)各種產業ノ動向トコ  
レガ合理化ニ關スル  
事項

(二)生産技術ニ關スル專  
問的並ニ常識的論述  
(三)生產能率向上ノ實例  
トコレガ懇切ナ解説  
會員ヲ募ル!  
詳細ハ直接協會へ御連絡  
下さい

發行所

東京都港區芝田村町一ノ二(日產館)  
社團法人 生產技術協會

申込

直接發行所へ



跋 奥附

10

# 旅行雜誌

卷

每月一回一日發行

# 全國交通機關發着時間表時刻表

每月一回一日發行

日本交通公社

(ジャパン・トラベル・ビューロー)

東京・千代田區・丸の内

ス・ユニ版出・刊旬

誌關機の結直店賣小一配日一元版出

# 支店所在在地

名古屋市中區大津二ノ  
□京都支店 京都市下京區新町通四  
□九州支店 福岡市渡邊通四ノ二四  
□長野支店 長野市體堂町三ノ四五  
□北海道支店 札幌市北三條西一ノ一

地 方：

東京都千代田區神田淡路町二ノ九

# 社會式株給配版出本日

本年鑑は曩に日本出版會監修の下に昭和十九年版を企畫され刊行一步手前で戰禍に遭ひ、その後の情勢は言はずもがな、已むなく休刊の處終戰とともに繼續發行を許可され、こゝに三ヶ年合併の本年鑑を急據編纂に着手したのであるが、その進捗はどの面にても阻まれ、豫想外の時日を要する結果となつた。本年鑑は從前に比すると著しく頁數も削減され内容も簡略化せられてゐるが、これは出版界共通の事情に依るもので從前の至れり盡せりの贅澤さは今や追ふべくもなく本年鑑にこれだけの紙量を與へられたことを出版界の爲に感謝したい。

て十二月に刊行されたか、或は十九年一月に入つて刊行されたかその記録が無いため實際の刊行期が不明で恐らく十九年度に出版された分が若干あると思ふ。又苛烈な空襲下精確な記録は期すべくもなく目録に脱落の分無きも保し難く、偏に發行元各位の諒恕を乞ふ次第である。

雜誌目錄作製に當りてはポーツダム宣言により自由の言論を取戻すや雜誌界は非常な活況を呈し創刊、復刊、改題とめまぐるしい程の氾濫に擔當者は是非とも完全な一覽を供したいとぎりくまで期日を延して調査に努力したのであるが多少の洩れもあるやも知れぬ、この點發行所一覽中異ありたる場合と同様弊社宛一報下さらば幸甚の至りです。

末節ながら本年鑑の完成には監修せられたる日本出版協會其他官廳及び諸團體各位の厚情協力に依ること甚大にて深甚の謝意を表する次第である。(編纂者)

昭和二十二年七月廿五日發行  
定價一五〇圓

編輯者 日本出版協同株式會社  
不許  
發行者 福林正之  
東京都文京區春日町一ノ一  
印刷所 大同印刷株式會社  
東京都千代田區神田錦町三八一  
(會員番號A一一四〇一〇番)

印刷者 井 關 好 彦  
長 野 市 間 田 町 一 七 六  
大 日 本 法 令 印 刷 株 式 會 社

發行所 日本出版協同株式會社  
配給元 東京都神田區淡路町二ノ九  
日本出版配給株式會社  
電話小石川八九番

廣告社  
一手取扱  
株式會社 日本出版廣告社  
電話京橋六六一六五

# 西日本新聞出版社局 出版行

## 書籍

本社發刊の書籍は、西日本新聞と共に西日本の文化水準の昂揚を第一義的使命としてゐる

新聞獨自のニュース網を勘員した  
最新なる資料 徹底的綜合調査  
新聞人獨自の敏銳な感覚に訴へた  
卓抜せる企畫 大衆的記述内容

計新聞社發刊の書籍は、新聞社ならでは出來ぬものといたい、之本社のモト一である

## 月刊西日本

## サイエンス

興味ある科學誌

## 月刊ワールド

世界綜合知識誌

### 知識と教養の 新時代に生きる 三大雑誌

週刊朝日	アサヒグラフ	週刊朝日	アサヒグラフ	週刊朝日	アサヒグラフ	週刊朝日	アサヒグラフ
こども朝日	週刊朝日	人朝日	週刊朝日	人朝日	週刊朝日	人朝日	週刊朝日
婦人朝日	月刊	農業朝日	月刊	科学生朝日	月刊	婦人朝日	月刊
こども朝日	旬刊	農業評論	月刊	科学生評論	月刊	婦人評論	月刊
アサヒグラフ	週刊	農業評論	月刊	科学生評論	月刊	婦人評論	月刊
週刊朝日	アサヒグラフ						
アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊
アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊	アサヒグラフ	週刊

200



50.00



終

